

平成27年第1回東大和市議会定例会会議録第6号

平成27年3月4日（水曜日）

出席議員（22名）

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	和地仁美君	8番	関野杜成君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関田貢君
15番	森田憲二君	16番	尾崎信夫君
17番	東口正美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	佐竹康彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	吉川和宏君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員（27名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
総務部参事	鈴木俊雄君	市民部長	関田守男君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
福祉部参事	広沢光政君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
社会教育部長	小俣学君	保険年金課長	嶋田淳君
課税課長	矢吹勇一君	納税課長	中山仁君

保 育 課 長 宮 鍋 和 志 君  
ごみ対策課長 松 本 幹 男 君  
土 木 課 長 寺 島 由 紀 夫 君  
学 校 教 育 部 小 板 橋 悦 子 君  
副 参 事  
中 央 図 書 館 長 関 田 実 千 代 君

環 境 課 長 関 田 孝 志 君  
都 市 計 画 課 長 神 山 尚 君  
学 校 教 育 課 長 岩 本 尚 史 君  
中 央 公 民 館 長 福 島 啓 二 君

## 議 事 日 程

第 1 一般質問

## 本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○副議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○副議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

---

◇ 尾崎利一君

○副議長（関田正民君） 通告順に従い、3番、尾崎利一議員を指名いたします。

[3番 尾崎利一君 登壇]

○3番（尾崎利一君） おはようございます。日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき、一般質問を行います。

1、国保税の引き下げや負担軽減、医療を受ける権利の保障について。

①高くて払い切れない国保税の現状に照らし、引き下げを求めます。いかがですか。

②国保税や医療費窓口負担などの負担軽減を求めますが、いかがですか。

③短期被保険者証が本人の手元に届かない、事実上の無保険状態の解消を求めます。医療を受ける権利、国民皆保険を壊すものです。いかがですか。

2、図書館事業について。

①東大和市での図書館の役割と現状、課題について伺います。

②公の施設の管理運営のあり方検討委員会における検討について伺います。

3、福祉施設やスポーツ施設などの拡充、運用について（特に国有地、都有地、市有地などの活用について）。

米軍大和基地跡地で警視庁用地となった国有地9ヘクタールのうち、2ヘクタールが30年以上にわたって未利用のまま放置されている問題について、市は近々市民利用のチャンスが来るという認識を示し、「機を逃すと次のチャンスはもうない」という構えで臨んでいると12月議会で答弁しました。

さらに、向原団地と東京街道団地の2つの都営住宅の空き地についても見直しが入り、都営住宅のさらなる建設とともに、福祉施設等の建設に向けた動きが出ていることも市の答弁で明らかになりました。

そこで、伺います。

①その後の動向について伺います。

②2月5日に日本共産党が行った東京都との交渉の席上、都有地の活用について、区市町村から要望があった上で検討に入るのが常道だとの説明がありました。この点について市の見解を伺います。

ア、市の計画において、特別養護老人ホームや認可保育園、学童保育などの福祉施設やスポーツ施設の整備についてはどうなっていますか。

イ、市の計画にのっていない施設でも、国や東京都に要望し、国有地や都有地を活用して整備することも可能と考えていますか。

③今回、都有地については、障害者施設の活用も可能となりました。市内の障害者団体や施設の意見や実態調査も行い、市として積極的に対応すべきと考えますが、いかがですか。

4、廃プラ施設の建設強行について。

①周辺住民の同意が得られないまま、廃プラ施設の建設は強行すべきではありません。現況と市の考えにつ

いて伺います。

以上です。再質問については、自席にて行います。よろしく申し上げます。

[3 番 尾崎利一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、健康保険税についてであります。国民健康保険財政は独自財源のみでの運営が難しく、不足する財源を一般会計からの繰入金に依存する厳しい財政運営を行っております。国民健康保険の健全な運営のためには、国民健康保険税の適正な賦課と収納の確保が重要でありますことから、現状での国民健康保険税の引き下げは考えておりません。

次に、国民健康保険税や医療費窓口負担などの負担軽減についてであります。国民健康保険の健全な運営のためには、保険税や窓口負担等、被保険者の方々にも、幅広く一定の御負担をいただくことが必要と考えております。なお、低所得者の方に対しましては、現行における減免制度により負担軽減を図っております。

次に、短期被保険者証の取り扱いについてであります。短期被保険者証の窓口交付は、国民健康保険税を滞納している世帯に対して実施しております。これは国民健康保険税の未納がある方に対し、接触の機会をふやすことで適正な納税につなげる。また、面談、相談を通じて納税者の状況把握を行うことで、その方の状況に応じた制度を御案内すること等を主眼に置いて実施しております。なお、短期被保険者証の交付は、未納分の納税を条件としておらず、納税相談を受けていただくことで交付をしております。

次に、図書館事業についてであります。図書館3館の事業運営につきましては、市民の皆様から開館日の増を初め、さまざまな御意見をいただいているところであります。今後もより多くの市民の皆様にご利用いただけるよう、適切な管理運営に努めてまいりたいと考えております。なお、詳細につきましては教育委員会から説明をお願いします。

次に、公の施設の管理運営のあり方検討委員会における検討についてであります。平成26年度におきましては、図書館などの一部の施設所管課に対しまして、指定管理者制度の導入による効果などについて調査をし、現在検討をしているところであります。

次に、国有地及び都用地のその後の動向についてであります。利用されていない市内の国有地の動向につきまして、現時点では情報収集に努めているところであります。向原団地につきましては、向原地区プロジェクトが提案募集から3年以上が経過し、太陽光発電の普及など社会経済状況が変化していることから、東京都は創設用地の活用について改めて検討するとしております。東京街道団地につきましては、建て替えに伴う創出用地について、東京都は福祉施設等の公共公益ゾーンとすることを考えているとしております。

次に、市の計画における特別養護老人ホームや認可保育園、学童保育などの福祉施設やスポーツ施設の整備についてであります。向原団地につきましては、向原地区プロジェクトが休止している状態であり、東京都は用地の確保について改めて検討するとしております。また、東京街道団地につきましては、東京都は後期建て替え計画を策定中であり、今後、東京都と協議を行ってまいります。

次に、市の計画にのってない施設についての国有地及び都用地の活用についてであります。行政運営に当たりましては、計画を策定した上での執行が基本であると考えております。しかし、国有地や都用地の活用に当たりましては、社会経済状況の変化や現時点での施設の重要度等を考慮することも必要であると考えております。

次に、都有地における障害者施設の活用についてであります。向原団地につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、向原地区プロジェクトが休止している状態であり、東京都は用地の活用について改めて検討するとしております。また、東京街道団地につきましても、東京都は後期建て替え計画を策定中でありますので、今後、東京都と協議を行ってまいります。

次に、3市共同資源物処理施設の現状についてであります。3市共同資源化事業基本構想では、生活環境影響調査について、平成27年度からの実施を予定しておりましたが、施設整備地域連絡協議会との調整が進んできたことから、平成27年2月18日に開催された小平・村山・大和衛生組合議会において補正予算が議決され、今後事務が進められるところであります。今後につきましても施設整備地域連絡協議会を初め、市民の皆様の理解を得るために、引き続き4団体、一致して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） それでは、図書館事業につきまして、当市での図書館の役割、現状及び課題について御説明をいたします。

市民の方々が、生涯を通じて豊かな心を持ち続け、自己実現を図るためには、読書活動が非常に重要であり、それを支えるのが図書館の役割であると考えております。初めて絵本に触れる乳幼児や児童・生徒、青少年や成人や高齢者、あるいは障害のある方など、あらゆる利用者からの要望に応え、役割を担っているのが図書館であると考えております。そして、その役割を担うためには、市民の皆様から寄せられる御意見や御要望に耳を傾け、それらを図書館事業に反映し、より利用しやすい図書館にしていくことが課題であると考えております。

市民の皆様からは、開館日の増や開館時間の延長、近隣市との図書館相互利用の拡大、レファレンス室等の施設の有効活用など、さまざまな御要望をいただいております。開館日の増につきましては、御要望の多かった桜が丘図書館の月曜開館について、平成24年度から実施し、多くの皆様に御利用いただいているところであります。今後は清原図書館の月曜開館が課題であると考えております。また、開館時間の延長につきましては、桜が丘図書館や清原図書館における夜間開館の実施、また中央図書館につきましては、土曜、日曜、月曜日における夜間開館の実施について御要望をいただいております。いずれにいたしましても、現状の人員体制と予算増を伴わない形での実施は困難であると考えております。

近隣市と図書館相互利用につきましては、東村山市とは平成15年度から、武蔵村山市とは平成24年度から実施しております。そして、新たに立川市との相互利用につきまして、平成27年度から実施できる運びとなり、現在その準備を行っているところであります。今後、立川市との相互利用が開始されますと、東大和市民が利用できる図書館の数は24館、蔵書の合計は約240万冊となります。今後につきましても、利用者へのサービス向上により一層努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 御答弁、ありがとうございます。

順次、再質問を行います。

まず、国保税の問題ですけれども、私はここに高くて払い切れない国保税というふうに言いましたけれども、今市長の御答弁にもあったように、制度そのものに大きな問題があって、国庫負担を大幅に引き上げさせるといふことが必要だというのは、私も一致するところであります。それを前提にして、以下、質問しますけれども、ま

あ払い切れないということでしたが、滞納世帯数、それからその割合というのはどの程度なんですか。

○納税課長（中山 仁君） 今御質問ありました滞納世帯及び割合について御答弁させていただきます。

平成26年度当初の滞納世帯数につきましては、2,466世帯となっております。割合についてでございますが、滞納世帯としての割合を算出することはなかなか難しいところでございますが、現年課税分の世帯数、これを使用しまして算出しますと、おおむね15%ということになっております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） やはり多くの方が滞納を抱えているということだと思います。

それで、制度の性質上、自営業の方や年金生活の方が多いと思いますけれども、35歳の夫婦で子供2人の4人家族で事業所得が174万円の世帯の場合に、所得税、住民税、国保税、国民年金保険料、それぞれ概算でどの程度になるのか。それから、同様にして45歳の夫婦、子供2人の4人家族についてどうなるのか伺います。

○課税課長（矢吹勇一君） では、まず私から所得税と住民税の額について申し上げます。なお、所得税と住民税につきましては、被扶養者の年齢によって額が異なってまいりますので、前提としまして、まず35歳夫婦で子供2人の場合は、小学生と未就学児の2人というふうに想定します。それと45歳夫婦ということですが、こちらにつきましてはお子さんが高校生と大学生というふうな想定で試算した場合を申し上げたいと思います。

まず、35歳、子供2人で事業所得が174万円の場合ですと、所得税が年額で2万2,100円、次に住民税が年額で2万5,000円となります。次に、45歳夫婦、子供2人の場合ですが、この場合は所得税が非課税となります。住民税につきましては、年額で5,000円となります。

以上でございます。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 私のほうからは、国民健康保険税、それから国民年金保険料について答弁させていただきます。

まず、国民健康保険税についてでございますけれども、事業所得174万円の4人世帯に関する国保税ですが、こちらは均等割、それから平等割の2割軽減の対象世帯となりますので、軽減後の税額で申し上げます。まず、35歳の御夫婦、お子さんお二人の4人世帯の国保税についてですが、年額で18万9,900円となります。また、45歳の御夫婦、お子さんお二人の4人世帯の国保税についてですが、こちらは御夫婦が40歳以上ということで、介護分も納めていただく形となりますので、年額で23万1,200円になります。

次に、国民年金の保険料であります。平成26年度は1人当たり月額1万5,250円、年額18万3,000円ですので、御夫婦お二人分の負担額は年額で36万6,000円となります。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） これ全部足すと60万円ぐらいになるんですかね、35歳の事業所得174万円です。そうなりますか。ちょっと信じがたいぐらい高額な負担が、基本的なこういう税金関係だけにかかるということになると思います。これはちょっと、とても払い切れないというのが実態ではないでしょうか。前、こういうことで払い切れないじゃないかって言ったら、これは事業所得で、実際の手取りから減価償却などが差し引かれて所得が計算されるから、実際の暮らしと必ずしも一致しないというふうに答弁がありました。しかし、私も中小零細企業の方の御相談にいろいろ乗ったりもしてきましたけれども、実態は事業にかかわる借金返済があると、その元金分は経費に算入されませんから、所得の中から事業の元金返済はやらなくちゃいけないということになるわけです。ですから、減価償却があっても、それを上回って元金返済があれば逆にマイナスになるし、そ

ちらのほうが多いというふうに思いますし、運転資金の借り入れになれば対応する資産ありませんから、元金返済だけが実際の計算上の所得から払わなくてはならないというのが実態です。そういう点からいうと、多くの中小零細事業者の方は、計算上の所得金額よりも実際にはもっと厳しい資金繰り、家計を強いられているというのが実態だと思います。

それで、前の質問、9月議会でしたか——の質問で、国保加入世帯の所得がどうなってるのかということをお伺いしましたが、150万円以下が71%を占めるというのが国保加入世帯の実態です。そうすると、これだけ低所得者が多い状況のもとで、さっき私は事業所得174万円って言いましたが、71%はこれより低い所得なわけですね。こういう中で、しかもその方々が、そうですね、60万円ぐらいの税金、年金、国保税、払わなくちゃいけないという事態になっていて、そこに2億5,000万円も値上げしたということになるわけですね。やはりこれが間違いだったのではないかと、もとに戻すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○市民部長（関田守男君） 前回の改定でございます。平成25年度の改定でございますけれども、これにつきましては低所得者に配慮した改定というふうになってございます。税の計算の上で、いわゆる応能割、応益割というのがございます。この応能割は、所得割、そして資産割でございます。応益割は、その均等割、平等割ということで、皆さんにかかるものでございますが、その割合が国保税におきましては基本的には50対50ということとなっております。しかし、当市におきましては64対36で計算をし、低所得者に配慮した税率となっております。また、一方で、この歳入歳出の取り組みでありますけれども、歳入の確保といたしまして、収納率の向上でありますとか、あるいは歳出につきましてはジェネリック医薬品の普及啓発等で削減を図り、この上で、なおかつ足りない部分を一般財源からの相当の可能な限りの繰り入れを行ってございます。そして、それでも足りない部分につきまして、税率の改定、増額を行ったという経緯でございます。したがって、低所得者に配慮しつつ、かつこの財政運営の健全化を図った改定であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 先ほど所得150万円以下の世帯が71%を占めるというふうに言ったわけですが、先ほど数字をいただいた事業所得174万円の世帯で、35歳の世帯で国保税18万9,900円という答弁でしたよね。これは月額所得が14万5,000円の世帯で、国保税だけで18万9,900円、年額払うという数値で、これが低所得者に配慮されてるというふうに説明受けても、これはとても払う側からすれば納得できないということだと思います。

それで、代表質問で、来年度から恒常的に1,700億円の保険者支援分が各保険者に、つまり市町村に振り分けられるということを指摘しました。立川市では、約1億5,000万円と、これを見積もっているようですが、東大和市ではこれは幾らになるのか。それから、この分が来年度予算案に計上されているかどうか伺います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 平成27年度からの保険者支援制度の拡充による影響額でございますけれども、当市において試算をしましたところ、現行制度と比較をいたしまして、概算ではございますが、約5,900万円の国保会計への繰り入れの増を見込めると推計しておりますが、こちらにつきましては財源として国が2分の1、それから都、市がそれぞれ4分の1の負担ということで、いわゆる法定内繰り入れという形になりますことから、若干市の負担分もふえると。その分を見ますと、市としての増収分という見方をしますと、約4,400万円という形で見込んでおります。

次に、来年度予算への対応でございますけれども、消費税増税の延期で、国の予算措置が不透明だったこと、それから当初予算への反映がスケジュール的に厳しかったといったことの原因等から、平成27年度当初予算には盛り込むことをせずに補正予算により対応すると、このように判断をしたところでございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 5,900万円という数字をとるべきなのか、4,400万円という数字をとるべきなのかわかりませんが、平成25年度の国保税値上げの際には、3年間の赤字繰り入れ額、一般会計からいけば繰り出し額、これを7億100万円に抑制するということが計算を立てて、そのために2億5,000万円の値上げを行いました。その計算にない収入が4,400万ないし5,900万、まあ法定内繰り入れ、国保会計に入るという点でいうと5,900万が入ってくるわけですね。そうすると、この分は当然保険税軽減に使うべきだと。この3年間の計算の仕方からいっても、そこに盛り込まれていない数値、しかも先ほど指摘したように、実際にこれを課される国保加入世帯の生活実態から見れば、一刻も早く、そういう財源があるのであれば安くしてほしい。当然のことだと思いますが、これを保険税軽減に使うという点でいかがでしょうか。

○市民部長（関田守男君） 保険者支援分の活用ということでございますけれども、本来国保におきましては、国保会計で完結すると、収支が完結するというのが基本でございます。しかしながら、先ほど来、御説明いたしましたけれども、当市におきましては3カ年で、今、尾崎利一議員のほうから御指摘ありましたけれども、3カ年では21億円超の繰入金を行っているわけでございます。そうした中で、この低所得者に対する対応でありますとか、税率の抑制を図ったということでございます。ただいまのこの今回の財政基盤の強化に伴う保険者支援制度の拡充ということで、実質4,400万円、入るわけでございますけれども、それにつきましては今後、この全体の中で、国保財政の中で活用については検討する必要があるという認識でございます。

以上でございます。

○市長（尾崎保夫君） 今、国保税の引き下げということでございましたけれども、社会保険、含めて負担がふえてきている。これは低所得者含めて負担がふえてきていることは私自身も理解はしているところでございますけれども、そういう中にありまして、国保税につきましては、国保税だけで市民の医療費を賄えないということも事実でございます。それをどうしようかということでございまして、私どものほうでは一般会計、税金から補填をして収支のバランスをとっているというのが現実だというふうな考えてるわけですが、これが巨額になってきますと、やはり納税する市民の方から納得が得られないということもあるのかなというふうな思っているわけです。税金から国保のほうに繰り入れるということには、やはり一定の限度があるのではないかなというふうな思っております。国保加入者以外の他の保険加入者から、納得していただくという努力も必要になるし、非常に難しいところもあるかなというふうな思っております。このバランスをとるということで、できる限り保険料を下げのために、日夜、担当の職員は努力しているというふうな考えてるわけですが、先ほどの1,700億円ということで、私どもに四、五千万円のお金がということでございますけれども、この1,700億という金額につきましても、これも社会保険の組合のほうから、徴収のあり方を変えてということですかね、総報酬制という形に変えまして、そこから1,700億円のお金を出すということでございまして、そういった意味で、そういう社会保険も含めて全体をどう考えていくのかという、そのバランスのとり方というのが難しいのかなと思っております。

国民健康保険だけというわけにもございません。やはり国民健康保険には、前期高齢者ということで、そういった社会保険関係からも大きなお金をいただいているわけでございます。そういうふうなものを入れて、国



保税の金額というか、そういうふうなものを精査しながら、でき得る限り低所得者の方々、あるいは子育てで一生懸命苦勞しているの方々、そういうふうなところにはできるだけ負担がかからないように努力していくというのが基本的な考え方で、これは前回のときも、あるいは国保の審議会等につきましても、そのような発言が出てきてますし、私どものほうもそういうふうなものを十分考えて対処していくというのが基本的な考え方であります。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 今、市長の御答弁で、市民の負担はなるべく減らしたいんだという趣旨の答弁だったと思います。その点では、考え方は一致しているということを前提に質問させていただきますが、ただ今、社会保険からもお金が来てるというお話ありましたけれども、国保法は戦前と戦後の大きな違いは、戦前は相互扶助の助け合いの制度だと定められていたものが、国民の健康と福祉の増進のための制度、つまり社会保障制度だということが明確にされたというのが戦後の大きな転換です。その点でいうと、ここに国がきっちり税金を入れて、それで国民皆保険制度を維持するという責任が当然あるということについては、指摘をしておきたいと思います。

それで、7億100万円に抑制するという3カ年計画を立てて、2億5,000万円の値上げしたわけですから、私は7億100万円に抑制する。つまり、その前はもっと赤字繰り出しを出してたわけですね。それを抑制する中での2億5,000万円の値上げだと。しかし、今回この5,900万、4,400万、こういったものの投入で、3年間で7億100万円を下回る繰り出しで済むということになるわけですから、これは当然、その3カ年の中で還元すべきだというふうに思うわけです。28年度の国保改定の際にということ、代表質問では答弁いただきました。来年度ではなくて、28年度の国保改定の際に、低所得者や子育て世帯に配慮した見直しの議論の中で、財源の活用について検討するという答弁でした。これちょっと慎重な言い回しで、結局どうということなのかというのがよくわからないんですが、28年度の改定は保険者支援分を活用して、国保税の引き下げを図るという理解でいいんでしょうか。

○市長（尾崎保夫君） 先ほど扶助制度から社会保障制度、そのとおりでというふうに思っております。社会保障制度ということで、簡単に言えばみんなで支え合うということだというふうに思っております。今現在も、いろんな社会保険に加入しているの方々、あるいは私どもに住んでいる一般市民の皆さん方から、市税という形でお金をいただいて国保を支えているということで、そういった意味では社会保障制度としての機能は、一定程度保たれているのではないかなというふうに思っております。ですから、こういった全体の中で、バランスをどうとっていくかというのが、非常に苦勞しているということでもございまして、介護保険制度の話になりますけれども、介護保険につきましても多摩でも最も低いような保険料になってきているということで、そういった意味で、先ほど御質問者が言いましたように、負担はなるべく少なくとおっしゃったように、なるべく負担は少なくということは、私も低所得者あるいは子育て世帯等、考えて、できる限りということで、これは前々から御答弁を申し上げてるとおりでございます。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 社会保障制度と、そのみんなで支え合うという問題で、やはりみんなで支え合うって一般的に言ってしまうと、相互扶助ということになってしまわないかと思うんですね。やはり所得の再配分という問題があるわけで、もうけをたくさん上げている企業や高額所得者、そういうところからきっちりとして国民全体の人間らしい暮らしを保障するというふうになっていかななくてはならないのではないかとこのふ

うに思います。

それで、東大和市の国保税、今介護保険はかなり低いほうだということで、残念ながらきょうは国保税の質問なので、国保税について伺わせていただきますけれども、東大和の場合は均等割、平等割、所得割、資産割というふうになってます。一人一人に均等割が課されると同時に、世帯ごとに平等割が課されるということになってるわけですが、例えばこの平等割を廃止するということになると、どれぐらいの財源が必要になるんでしょうか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 平等割についてでございますが、平成26年度7月の保険税当初賦課の段階での賦課金額という形での答えとさせていただきますが、金額としましては約9,900万円でございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 今、平等割について伺いました。これは一例ですけれども、いずれにしても来年度から恒常的に市町村に保険者支援分として、これ来るわけですから、先送りせずに、こういった国保の課税の構造などもよく見ながら、来年度から活用して国保税、引き下げるべきだというふうに私は考えます。

それで、②のほうに移りますけれども、市長答弁でも低所得者に対して現行の減免措置があるんだよという答弁がありました。これを、現行では不十分だと私は思うんですね。9月議会で伺ったときに、国保税の減免制度の適用を受けてるのは、21年度で4件、23年度で2件、それから医療費窓口負担軽減の適用はゼロという答弁です。これで低所得世帯を救ってるのかということから考えれば、この保険者支援分を活用して、これらの減免制度の拡充や、国保法44条に基づく窓口負担の軽減を図るという点ではいかがでしょうか。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 国保財政は、一般会計からの法定外の繰入金に大きく依存した財政構造という形になっております。多額の法定外繰り入れを実施してる現状におきましては、先ほどから答弁させていただいておりますが、平成27年度から拡充される保険者支援分につきましては、国保税全体の見直し全体の議論の中で、その活用については検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） この間、先ほど市長からは低所得者、とりわけ低所得者については何とか軽減したいという発言がありました。この間、市長は相対的貧困という問題について言及されたり、施政方針では安定した市民生活の実現に向けた対策が必要であると痛感しておりますという発言をされて、私はこれらの発言には注目をしています。東大和の場合、先ほど言いましたが、国保加入世帯のうち所得150万円以下が71%を占めています。ところが、減免規定は生保基準の105%で、適用されたのは先ほど言った4件、2件、ゼロ件という状況なわけです。

豊中市は、国保世帯の15%が減免を受けています。東大阪市では、9%が窓口負担軽減の適用を受けています。市税は所得がなければ課税されないということですが、国保税や介護保険料は所得がなくとも負担がかかります。これは社会保障制度として、致命的な欠陥だと私は考えるわけですが、制度設計に問題があるわけで、市長もこの間、言われているとおり、自治体としてできることは余り多くないかもしれない。しかし、この申請減免の制度の拡充は自治体でできることです。私が挙げた自治体だけではなくて、多くの自治体で取り組んで、もちろん東大和もやってるわけですが、先ほど言ったように極めて利用は少ない、実効性はないという状況ですから、低所得者対策として、これ拡充していくと、これは速やかに検討して実施していただくべきだと思いますが、市長、この点いかがでしょうか。

○市長（尾崎保夫君） おっしゃるとおりかなというふうなところもございますけれども、これから国保につつま

してはいろいろとあるかなというふうに、特に広域化ということになっていきますと、今まで以上に厳しくなっていくという可能性は大いにあるのではないかなというふうに思っています。私も所信表明で申し上げましたように、今後、低所得者、そして子育て世帯等、どうしていくのかというのは検討していく余地はあるのかなというふうには思っているところです。特にこれからあと2年、3年後ですか、広域化ということで、国保のほうもそんな形に進むということをごさいます、そういった中で東大和市の国保加入者の方々、より一層支援していくという意味では、やはり広域化の中で特に大切なのは、私どものほうで滞納されてる方々に対して、きめ細かな滞納相談と、親身になって対応していくことが一点、これからは重要になっていくかなというふうに思っていますし、今も一生懸命やってるわけですけども、広域化の中でしっかりと対応してかなきゃいけない分野なのかなというふうに思っています。

そして、もう一点は、やはり健康であるということが一番大切ということで、国保事業を進める上で、加入者の皆さん、市民の皆さんが健康維持、そして向上させていく、そういうふうな対策が必要になってくるのではないかなというふうには思っています。

また、相対的貧困というふうなお話もございましたけども、確かに私自身も、それは余りよく知らなかったんですけども、1年半ぐらいになりますかね、ナショナルジオグラフィックという雑誌の中に、アメリカにおける相対的貧困ということで、非常に具体的な形で書かれていたものを読んだことがあるわけですけど、そういう中で日本はということで、調べたというか、知ったということをごさいますけども、やはり日本にもそういうふうな、要するに見えない貧困と言われるものがあるというふうなことも十分認識しているわけございまして、これからやはり国保の広域化だとか、国の制度のあり方も含めて、これからそういうふうな対策というのは必要になってくるのではないかなというふうに思っています。特にそういう相対的貧困と言われるような方々は、現在は精いっぱい対応しているという前提で考えますと、そういう方々に対する就職という言い方、おかしいですけども、さらにスキルアップするための対策等含めて、これは国の政策ということになる可能性はあるかと思えますけども、そういう方向に向かって、国の政策そのものもいくというか、そういう芽が出てきてるのではないかなというふうには思っていますし、私どもこの8万6,000弱の東大和市が、市民に対してそういうふうな形の対策としてどういうことができるかというのは、まだ検討段階というか、その前にもいってないというところをごさいますけど、ただそういうことはこれからはしっかりと考えていく必要は十分あるかなというふうに思っています。そういう意味で、国保も低所得者や子育て世帯等を含めてしっかりと考えていかなきゃいけないと。あくまでもその前提としては、再配分、すなわちバランスというのをどうとっていくかということですね。国保だけよければいいということは成り立たないというふうには私自身も考えますし、他の社会保険、あるいは他の市民の皆さん方がどうそれを理解していただけるかと、その辺のところにもっともっと力を入れていく必要があるのかなというふうにも考えているところです。

以上です。

○3番（尾崎利一君） ありがとうございます。

貧困、相対的貧困の問題は、確かに総合的な政策が必要なので、代表質問では取り上げましたけれども、きょうのところは国保税の問題ですが、全体の答弁を通じて、代表質問の答弁でもそうですけれども、28年度の改定の際には、これら保険者支援分も活用して低所得者対策や多子世帯対策などについて検討していくという答弁だったと思います。今市長からも答弁いただいて、低所得者の負担の問題、出されましたけれども、そういう答弁からしても、③のところですけども、保険料を滞納しているために被保険者証が本人の手元に届け

られないという問題、これは納付しないと渡せないんじゃないんだと、納付相談に来さえすれば渡すんだから、保険料の納付と交付を交換条件にしてるわけじゃないんだよという答弁でしたけれども、現実にはほかの世帯には郵送で行くけれども、短期保険証は郵送されずに窓口にとめ置かれていると。これはさっき所得税、住民税等々でどれだけ高くなるかという話、答弁いただきましたけれども、国保税、例えば滞納されてる方は、国保税だけじゃないわけですよ。あっちこっちも生活詰まってるというふうに追い込まれている中で、市役所に来れば渡すんだよと言っても、言われても払えないと、行けないという方が多数いるんじゃないかと。そこは市のほうで、おもんばからなくちゃいけないんじゃないかと私は思います。

それで、過去5年間、短期証の発行数と最終的に、つまり有効期限内に本人に交付されなかった数、伺います。

○保険年金課長（嶋田 淳君） 短期被保険者証の発行数と有効期限内に窓口にとりに来ていただけなかった方の数でございますけれども、短期証は有効期限が6カ月でございますので、6カ月ごとの数で申し上げます。なお、ただいま御質問者のほうから過去5年間というお話ございましたが、システム修正等の関係で、平成23年10月以降の分、これのみの記録しかございませんので、それ以降の分ということで御答弁を申し上げたいと思います。

まず、平成23年10月から平成24年3月までの分ですが、これ3月9日の時点で交付した分が1,487人、窓口に来ていただけなかった分が388人。次に、平成24年4月から同年9月までの分ですが、9月4日の時点で交付した分が1,244人、窓口に来ていただけなかった分が363人。次に、平成24年10月から平成25年3月までの分ですが、3月2日の時点で交付した分が985人、窓口に来ていただけなかった分が294人。次に、平成25年4月から同年9月までの分ですが、9月2日の時点で交付した分が802人、窓口に来ていただけなかった分は200人。平成25年10月から平成26年3月までの分ですが、3月6日の時点で交付した分が1,176人、窓口に来ていただけなかった分が315人。平成26年4月から同年9月までの分ですが、9月2日の時点で交付した分が859人、窓口に来ていただけなかった分が285人。最後になりますけれども、平成26年10月から平成27年3月までの分ですが、これは直近の数字でございます。2月3日の時点で交付した分が680人、窓口に来ていただけなかった分が228人となっております。

なお、18歳以下の方につきましては、来庁の有無にかかわらず被保険者証は郵送で送付させていただいておりますが、世帯主の方等が御来庁いただけてない場合には、窓口に来ていただけなかった分にカウントをさせていただきますので、窓口に来ていただけなかった分の実際の数字は、これよりも少なくなるというふうに想定をしております。

以上でございます。

○市長（尾崎保夫君） 今、不交付の関係での話でございますけれども、私どものほうは、税金を滞納してるから被保険者証は出さない、短期は出さないというわけではなくて、いろんな事情があるかもしれませんけども、少なくともやはり大勢の皆さんが一定の納税相談なりを受けながらやってきているわけでございまして、やはりきちっと市役所のほうに、お時間をとっていただいておいでいただくなりして、やはり納税相談等、そしてその方の納税相談等によりましては、いろんなことが私どものほうから御提案できるということもあるかなというふうに思っておりますし、また市の担当職員は優しく親切に対応してっておりますので、ぜひそういう方々には相談をしていただくことによって、新しい新たな方法等が、対策等が見えてくるのではないかなというふうには思いますので、ぜひ来ていただければなというふうには思います。

○3番（尾崎利一君） 先ほど言いましたけれども、市の側は親切に対応すると言われるわけですが、滞納してる側の市民は、必ずしもそういうふうと考えられない方も大勢いるということで、その滞納していることと医療を受ける権利は、これは社会保障制度ですからきっちりと切り分けて考える必要があるというふうに私は考えて、この質問をしています。

平成21年、18歳以下の子供には保険証を滞納があっても渡すというのは、この平成21年12月16日付の厚生労働省の通知、短期被保険者証の交付に際しての留意点、ここで改められたものです。子供の命や健康を取引材料にするのはいけないということですね。しかし、ここでは同時に短期被保険者証について、こういうふうに言ってるわけです。短期被保険者証の交付の趣旨は、市町村と滞納世帯との接触の機会を設けることであるから、世帯主が市町村の窓口で納付相談に来ないことにより、一定期間これを窓口で留保することはやむを得ないが、やむを得ないというのはいいことじゃないわけですね。留保が長期間に及ぶことは望ましくない。これは当然ですね。そう言ってるわけです。資料でいただきましたけれども、東大和市の場合は、納税相談に来たら渡しますと。昭島市は、納税課の判断により郵送対応もしている。窓口交付対象者でも、1カ月後には郵送交付しているということでした。これはこの厚生労働省の通知を受けて改善されたものですね。同様の措置を、当然東大和市でもとるべきだという趣旨ですが、いかがでしょうか。

○市民部長（関田守男君） 平成21年12月16日付の通知については、承知しているところでございます。当市におきましては、現在、先ほど御指摘ありましたけれども、子供ですね、お子さん、18歳以下のお子さんについては郵送をしてございます。そして、世帯主等の方につきましては、まずは重要なのはお話を伺うということが重要でございます。そうした視点で、まずお話を伺って、その世帯の状況をお聞きし、さまざまな対応をするということが基本であるというふうにご考えてございます。また、この制度につきましても、短期証の内容につきましても、さらに周知をする必要があると思っておりますので、そういった視点で御理解をいただくような周知を図りたいというふうにご考えてございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） やはりこの国保が社会保障なんだと、医療を受ける権利を全国民に保障するものなんだという観点が極めて希薄だと言わざるを得ないと思います。これについては、他の被保険者と差別をせず、速やかに郵送交付するという措置をとるよう求めます。

次に、図書館事業について質問します。

これは②のほうからちょっと伺いますけれども、公の施設の管理運営のあり方検討委員会の目的は、指定管理の導入の可否についての検討だというふうに理解してはいますが、この設置の経緯を伺います。

○企画財政部参事（田代雄己君） ただいまお話がありましたように、公の施設の管理運営のあり方検討委員会でございますけれども、こちらにつきましては地方自治法が平成15年6月に改正されまして、そのときに法律上、指定管理者制度が導入されました。その後、市では18年のときに、指定管理者制度に係る基本方針というものを定めまして、この指定管理者の導入については運用してるということです。その際に、その指定管理者の導入に当たった適否の判断ですね、もちろん施設の設置目的とか、その辺を十分考慮した判断をするわけですが、その適否の判断や指定管理者制度を導入する施設を対象にしまして、移行計画というものを策定しますので、その辺の業務に当たるために、このあり方検討委員会を設置したというような流れになっております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 今御説明ありましたように、地方自治法の一部改正があったということですね。この改正自治法では、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときは指定管理者に管理させることができるということになってるわけですけど、実際の運用面でいうと、この7月に総務省ですか、通知が出されて、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いしますって、こう国が言ってるわけですね。それで、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするということで、改正自治法に書かれていない経費の節減等を図るという問題がここに盛り込まれ、コストカッターの役割をこれに負わせるという姿勢を総務省がとったわけです。ところが、2010年12月の総務省通知では、これが大きく方向が転換されました。変更されたポイントと、その背景について御説明ください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 平成15年の7月のときの総務省通知は、法律が改正されまして、その指定管理者制度を導入したというような、改正の要旨が入っているところです。そして、平成22年の通知ですね、こちらにつきましては平成15年から指定管理者制度が導入されておりますが、それまでの間に留意すべき点が明らかになったということで、制度の適切な運用について助言があったというような形になっております。

通知の内容としましては、その項目が8点ほど記されているところでございますけれども、今おっしゃられたように、その当時の背景としましては、サービスの質の向上が本来的にあるはずですけども、コストカットのような捉え方もしているということで、それらを抑制する視点からも通知が出てんじゃないかというふうに思っております。それだけじゃなくて、さまざまな注意点も含まれてるというようなことで理解しております。

以上でございます。

○副議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

---

午前10時41分 開議

○副議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（尾崎利一君） 今7年たって総務省の態度が変わったということで御答弁いただきましたが、この2010年12月の通知の直後、翌年の1月5日でしたかね、片山総務大臣、当時の総務大臣が記者会見で、この指定管理者制度の扱いの変更について説明してるんですね。集中改革プランを全国に強いてきたが、これを解除するということだと。内容は2つです。1つは、指定管理者制度の一番の狙いは行政サービスの質の向上なのに、コストカットのツールとして使われた結果、公共図書館や学校図書館などといった本来指定管理になじまない、行政が直営でスタッフを配置して運営すべき施設にまで指定管理の波が押し寄せている。良識を喚起したいということ。もう一つは、官製ワーキングプアを大量につくってしまった反省だということでした。

私も図書館については、指定管理になじまないというふうに考えますので、ここではあり方検討委員会の検討対象から外すよう求めておきます。

ただ、総務大臣が言ってるから求めるというだけでは説得力ありませんので、①のほうに戻って考えてみたいと思います。

それで、図書館がどういう役割を担っているのかということで、やはり民主主義を支えているんだと思うんですね。民主主義の基礎は、どんな立場に置かれていてもひとしく知る自由、学ぶ権利が保障されるということだと思います。この点で、公共図書館の役割は極めて大きいと。

6年前に私、質問した際に、東大和市の図書購入などの資料費3,916万円で、1人当たりの資料費で26市中

5番目ということでした。蔵書数は41万件と伺いました。現在どうなっているのか伺います。

○中央図書館長（関田実千代君） 平成26年度予算の数値で資料費を申し上げます。3,533万円、また市民1人当たりの資料費につきましては414円で、26市中6番目となっております。また、平成26年3月末現在の蔵書数は46万5,237冊となっております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 資料費は若干減ってるということで、ぜひこれは市にお金をいっぱいいただいて、ふやしていただきたいと思いますが、長年かけて46万5,000というこれだけの資料を系統的にそろえて、社会の動向に応じて毎年更新していく。これだけでも高い専門性と経験の蓄積が必要だと思います。

アメリカで、図書館の12箇条という文書があるんですが、こんな言葉が出ています。「図書館は、営利主義による巧妙な世論操作に惑わされない、新鮮な見方を提供します。」ということです。やはり民間に渡してはならない分野だというふうに私は思います。

レファレンス機能について伺いますけれども、やはり6年前の一般質問で、ちょうど「中央図書館 20年の記録」というものの中から、下村湖人全歌集の資料収集に東大和図書館のレファレンス室が大きな役割を果たしたという事例、私のほうで紹介しました。教育委員会からは、国会図書館でも美術館でもわからなかった本の所在を、やはり東大和市の図書館が探し出した事例が紹介されました。30周年の記念誌も最近いただきましたが、難病のお子さんについて、レファレンス室での資料提供を得て、治療経験を持つ医師に出会って、今そのお子さんが元気な毎日を送っておられるという経験、載っていますし、国会図書館や都立図書館にもなかった。後日、東大和図書館が入手してくれた事例、こういうのも載っています。ほかにも、この記念誌を見ると、必要な人に必要な情報を提供したいという図書館員の熱意が感じられる事例がたくさん紹介されています。教育委員会で掌握されている事例の一端でも、御紹介いただければと思いますが、いかがでしょうか。また、東大和市の図書館の質はかなり高い水準にあるのではないかと、これらの事例を見てもですね——と思われそうですが、その評価についてもお聞かせください。

○中央図書館長（関田実千代君） 今議員のほうから御質問がありましたレファレンス室の関係でございますけれども、先ほど御紹介いただきました中央図書館の開館30周年記念誌の中にもございまして、他にもやはり研究の冊子を求めていた中学校の教員の方が、御自身でも都立図書館や国会図書館に問い合わせても見つからなかったと。それが中央図書館のほうで、そのころはインターネットが余り普及してないときで、区立の図書館を1館1館、問い合わせ探して御連絡ができたということで、非常に感激をされたというようなお話も載っておりました。

また、最近のレファレンスでは、やはり皆さん、自分史とかを書かれる方も多いので、御自身の先祖のルーツを知りたいとか、あと曾祖父の方のお名前はわかるんですけども、この人がどういう人物だったかということを知りたいというような形で来られて、ちょっとこういうものはすぐにはお答えはできないんですが、お預かりをして、2週間とか3週間お預かりをして、できるだけうちのほうでお調べて、お伝えをするということで、そういう部分についても喜ばれているということは聞いております。

以上でございます。

○社会教育部長（小俣 学君） 図書館の質ということでのお尋ねもございましたので、お答えをしたいと思いますけれども、図書館の質あるいは評価ですね、何をもちて質が高いかというふうに言うのは、非常になかなかあらわしにくいところがあって難しい面がございます。ただ、先ほど課長のほうで答弁しましたけれども、市民

1人当たりの資料費については、26市でも6位ということで上位にいるところもございますし、レファレンスについても、職員が日々研修を重ねて丁寧な対応をしているということを考えますと、他市の図書館と比較しても劣らない、むしろ質の高いサービスが提供できているというようには認識しているところでございます。以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 私は20年の記録とか30年の記念誌ですか、読ませていただいたり、かかわっている方からもお話を聞かせていただいたりもしましたけれども、やはりそういう質を何が支えているのかということがあると思います。この30周年の記念誌でも、図書館の業務が後ろのほうで紹介されてます。これ見ると、図書館に足を運びにくい人、利用しにくい人、利用したいと考えたこともない市民にも、どう知る権利を保障していくのか、この観点で私は図書館の業務、貫かれてるというふうに思います。この20年の記録の中で、図書館の障害者サービスについて書いてあるんですけども、現在の障害者サービスは主に目の不自由な人のために点字図書、録音図書の作成、貸し出しや対面朗読をしています。ですが、まだ全ての人が本を読めるには十分ではありません。本当は本が好きなのに諦めてしまっている方はいませんか。そんな方は、ぜひ図書館に御相談ください。こう書いてあります。これは図書館の大事な仕事だと思います。図書館員の誇りと心意気を感じさせてくれる文章だというふうに私は思いました。民主主義の基礎である知る権利を保障して、子供と市民の成長を保障するために何が足りないのか。そういう観点で常に追求を続ける、これが図書館の役割だと思うんです。やはりこういう役割は、公共でなければ保障できないんじゃないかというふうに考えますが、教育委員会の考えを伺います。

○教育長（真如昌美君） 教育委員会の考えでありますけれども、まず図書館職員の役割ですが、レファレンスや、あるいは地域資料の収集、それから児童サービス、そういったものについて、市民の皆様方が受付にいる職員に対してさまざま質問する。それにお答えする中で、一人一人の技量を高めて、そして図書館全体の知の財産とか、あるいは質を確保していこうというふうに思っております。

当市の図書館につきましては、開館から30年間、直営で運営してきておりますけれども、先ほど市長部局のほうからもお話がありましたとおり、地方自治法が改正されまして指定管理制度ができたところから、その制度を活用して、より一層市民のあるいは住民の皆様方の多様化するニーズに応えるサービスを提供してるといった市も見られるようになってきております。

現在市内の公共施設への指定管理者などの制度導入に関しましては、先ほど御説明がありましたあり方検討委員会におきまして、広く検討を行っていただいておりますので、教育委員会といたしましても、その検討の内容を十分お聞きした上で、教育委員会としても引き続き調査、研究をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 私は市に対しては、先ほど国の流れがどう変わってきたのかということを言いました。どんどんどんどん指定管理導入しなさいという立場ではなくて、これひどいですよね、7年後に出されたのは、指定管理やるかどうかは市が自主的に決めることですよって、こう何かさじ投げられたみたいに、失敗したのはあなたの責任よみたいなことを言ってるわけですけども、そういうふうに言って、コストカッター一辺倒ということではないんだということでの大きな軌道修正があったわけですから、これは慎重に市としては検討していただきたいですし、教育委員会はやはり図書館の役割を守るという立場があるわけですから、そういう立場から明確な発言をしていただきたいと思います。



私は、図書館や公民館は、やはり民主主義のとりでということだと思います。その歴史から見てもそうでした。ですから、ここを民間に明け渡すということには反対です。

それから、これはいろいろ要望があるって話ありましたが、6年前に夜間のレファレンスの復活を、私、要求したところ、人員配置のために80万円の予算をふやさないといけないという答弁でした。祝日に開館してほしい、開館日をふやしてほしいという声も、たくさんあることも事実だと思います。そのためには、やはり職員の体制をふやしていただく以外にないと思います。これはまた予算特別委員会のほうで、この問題やらしていただきますけれども、民間に任せて低賃金で経費を浮かせて開館日をふやすということでは、単なる貸し本屋ではない図書館の役割は果たせないと思います。図書館の職員の皆さんの声もよく聞いていただいて、相対的に高い水準にある市の図書館事業の前進のために、市と教育委員会がさらに尽力していただきたいというふうに思います。

この項は終わります。

3番のところですけども、国有地、都有地への福祉施設、スポーツ施設等の建設の活用の問題です。

代表質問への答弁で、東京街道団地の公共公益ゾーンに関する市の計画について、公共施設全体の配置状況、民間活力の導入の可能性、市財政に与える影響等、十分考慮し、必要に応じて検討するというものでした。この必要に応じてというのが、誰の必要なのかですね。当然これは、主語は市民だと思います。市民が必要としている。これは、これに応じて建設をするという姿勢が、市が建設するわけじゃないですけども、進めていくということが当然必要になると。その点でいうと、特養ホームの待機者は少なくとも244名、総合福祉センターで60床できたとしても、まだ足りない。これは当然必要だということになると思います。認可保育園についても、2月時点で223名待機児童がいる。この間、伺いましたら、10月時点で新基準でも109名ですか、どこでもいいから入りたいたって入れない人が109名、10月時点にいるという答弁でした。現に足りない。これは市民は必要としていると私は思います。それから、老健施設については、東京都からも足りないって言われてる。これも当然必要だということになると思いますし、学童保育やスポーツ施設についても不足しているというふうに考えられます。

これらの施設について、これら都有地の活用ですね、この中で市としても要求していくという必要があると思いますが、この点についての市の見解を伺います。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 今、尾崎議員から御指摘のあったいろいろな施設につきまして、やはり不足しているという声は聞いております。しかし、市がみずからさまざまな事業を営む、運営していくといったようなことは困難でございまして、事実、既に東京都のほうで公社住宅、供給公社の住宅を使った福祉インフラの整備といったようなことの着手が、計画が動き始めておりますけれども、そういったところでも今後募集要領等が示されていくわけですが、現在想定されているのは社会福祉法人等の参入といったようなことを募るというふうなことが示されております。そういったことを考えますと、市が今後まずやっていくということにつきましては、そういった社会福祉法人や他の株式会社も含めて、事業者が参入しやすいような環境を整えることが、今後の東京都の協議では必要ではないかというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 私は、市が直営でやれっていう要求をしているわけでは決してありません。特にこの都有地の活用については、東京都が、③のところに入れてありますけど、障害者施設や子育て施設、高齢者の施設などの福祉施設ですね、こういうものについて半額で貸与をするという制度があるわけですね。これまで

も、この制度を活用してさまざまな施設がつくられています。しかし、この間ずっと指摘してきたように、東京都がこの10年間で30ヘクタール、都有地の空き地などを活用して、これら福祉施設の整備に活用するという方針を打ち出して、都内のほうでは、これが5割じゃなくて9割ぐらいまで地代を減免するとかという制度も含めて拡充してきてると。つまり、喫緊の課題として東京都が検討し、とりわけ東京街道団地については、先ほど答弁にあったように福祉施設等の公共公益ゾーンをつくるということまで具体的に出てきてるという段階ですから、今、内藤部長が答弁されたような内容で、私が挙げたこれらの施設についても、東京都との調整の中で、市としてきっちりとその実現のために調整していくと。それが極めて大事な段階に来てると思うので、それを要求してるわけです。いかがですか。

○企画財政部長（並木俊則君） 市全体のことでございますので、私のほうから御答弁申し上げますが、今、尾崎利一議員のほうは東京街道団地の公共公益ゾーンということで、東京都のほうで都営住宅の創出用地の活用という中で、そのようなことで少しずつ話が出てきてるところということで、市のほうは情報収集に、今東京街道団地の全体的な利活用も含めて収集に努めてるところでございますが、いろいろな施設の建設あるいは土地の利活用も含めまして、市全体としましては今後、平成27年度から公共施設等の総合管理計画というのを2年間で策定をしていかなきゃなりません。その中には、当然のごとく既存の公共施設等の今後の長寿命化も含めまして、あり方を、考えを、方針をまとめなきゃいけないというふうな状況になってます。

それと同時に、今いろいろな施設の名称が挙がっておりましたが、喫緊の課題で社会経済情勢のいろいろなことを鑑みましても、必要な施設というのはその都度、その都度、出てくるというふうにご覧でございますので、全体的な計画の指針等も含めまして、私どもとしましては、その土地の利活用あるいは施設の重要性、そういうものも鑑みまして、全体の施設の計画も含めまして、緊急の度合いも含めまして、今後もいろいろな情報収集の中で鋭意検討していくというのが基本的なもので持っておりますので、いろんな情報をもとに今後も鋭意検討していくところでございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 鋭意検討してるうちに、どんどん計画が、東京都のほうで、じゃ市はいいのねなんて言われないように、立ちおくれないように、ぜひお願いしておきたいと思えます。

それで、③のところでは障害者施設、今回から可能となりましたというのは、私の認識の違いで、見てみると平成25年度ぐらいから障害者施設についても同じような形で建設されてるようです。これについては、他の議員からあけぼの学園の話が出されたり、私も市内の障害者施設に市の土地を使わせられないのかという質問をしたりしてはありますが、ぜひ障害者団体や施設の意見や実態調査なども行って、そういう交渉の際にぜひ生かしていただくようお願いしておきます。

それで、4番に移ります。廃プラ施設の建設の強行についてです。

この問題で、私は周辺住民の同意が得られてないじゃないかというふうに聞いたわけですが、市として周辺住民の理解と同意を現状で得られていると考えているのかどうか、まず伺います。

○環境部長（田口茂夫君） 以前に3市共同資源化推進本部においても、周辺地域の理解を得られていないという御報告も、3市市長などにも御報告をさしていただいておりますとおり、今現在についても理解が得られていないということから、地域連絡協議会を立ち上げて、定期的に協議などを開催させていただいております。また、その地域連絡協議会におきましても、施設見学会や化学物質についての勉強会などを行いまして、理解を深めていただいているところでございます。引き続き丁寧な説明を行いながら、理解が得られるよう努力し

ていきたいという状況でございます。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 一昨年の8月20日の住民説明会で、基本構想策定の予算計上は拙速だという質問が出されて、尾崎市長は、住民に説明するための資料を作成するための予算計上だ、何が何でも強行しようということではないんだというふうに回答されましたが、この立場については現在でも変わらないということで、市長、よろしいのでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 3市共同資源物処理施設につきましては、4団体で協議をしてきておりまして、ごみの焼却施設、不燃粗大ごみ処理施設と一体として、安定的に3市の市民のごみ等を処理する必要があることから、この施設は必要であるということの結論の中で、地域住民の理解を得ていくというところで、現在の事務が進んできているということでございます。そのようなことから先ほども御答弁を申し上げましたとおり、理解を得られるように丁寧な説明を引き続き行っていくというスタンスで、現在は進めているという状況でございます。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 何が何でも強行しようということではないんだというのは、市長の発言です。しかも、この発言について生きているのかどうかという点については答弁がありませんでした。

そこで、伺いますけれども、この問題、何度か私、取り上げてますが、これは平成25年の9月の私の一般質問の中で、平成20年ですか、2008年、平成20年6月の市議会の陳情採択以降、住民が説明を求めた基本的事項について説明してきたのかってこのとき聞いたら、市はこう言ったんですね。想定地の合理的な理由、根拠については、基本構想案が策定された段階で住民説明を申し上げたいという形で説明してきました。つまり、説明してこなかったわけですね。

それから、環境負荷について科学的な方法で推定して説明せよという項目についても、この基本構想の中で具体的な定量的なデータも集めて、その集めた定量的データについて住民説明会の場で明らかにしていきたい。これは基本構想案がまだできる前の段階ですが、そう答弁しました。ところが、基本構想の中で、定量的データなんて一切示されていない。

結局、この住民の陳情が議会で採択されて以降、市は住民とまともに向き合って説明してこなかったわけです。一昨年の1月の理事者合意の中で、住民にきちっと説明しようという方向性を出して2カ月か3カ月やりました。この何年の間でずっとやらずに2カ月か3カ月やりました。やっぱり理解、得られないねということで、じゃ必要だからやりますよというのが市の姿勢です。これでね、住民の理解を得るために努力するなんて言えないんじゃないですか。どうでしょう。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 平成20年6月の陳情の採択等も今お話に出たわけですが、当時は6品目をという形の中で、この事業が進んでおりました。その後、いろいろな4団体間の調整等がございまして、24年の11月に市議会の全員協議会において、今の現状の進めている原型となる形のほうを当時、御説明させていただいたところであります。実際想定地の話も、今議員のほうから出たわけですが、想定地に関しましては25年の2月から3月にかけて行った説明会、また基本構想案の策定の際に行いましたパブリックコメント、こちらのほうでも多数御意見等いただいております。その要望者の納得がいくかということとは一点を置くわけですが、当時の検討経過から想定地はあくまでも桜が丘2丁目というところで、現在資源物の処理を行っているという点ですとか、あとは衛生組合の敷地で3施設を、当時も答弁させていただきましたが、3施設をつくること

ができないということがございます。そういったことから、御説明は現在もさせていただいてるところでございます。

環境対策につきましては、現在基本構想という一つのたたき台ができておりますので、地域連絡協議会、そちらの中で地域住民の方と詰めた中で、具体的にどのような大気、環境項目を測定していくのか、その辺の中で現在私どもも応えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 今御答弁いただきましたけれども、私は経過について言ってるんです。一昨年（2017年）の1月8日の理事者合意のもとに、初めて周辺住民に向き合って説明を行ったんです。けども、やってみたら、こりゃだめだと、住民の理解は得られなくても建設するんだということを宣言した場が8月20日の住民説明会だった。しかし、その場に及んでも市長は、何が何でもやるということではないんだ、こう明言したわけです。しかし、その後、4団体で新たに結ばれた確認書では、「想定地周辺住民の理解を得ることを前提とし」という文言がなくなりました。必要だから建設するんだとしか言っていない。説明は継続して行くけれども、理解は得られなくてもいいということですよ、これはね。これは1月8日の確認書はほごにされた、ほごにするために新たな確認書が交わされた、こういう理解でいいですか。

○環境部長（田口茂夫君） 今議員のほうから25年1月8日付の確認書がほごかということでのお話でございますが、私どもはこれをほごにしたということではなく、先ほども少し触れさせていただきましたが、3市共同資源化推進本部における3市共同資源化事業の今後についてという報告書の中でもまとめさせていただいておりますが、先ほどもお話をさせていただきましたとおり、施設については必要であるという確認はさせていただいておりますが、引き続き市民の皆様、また地域の住民の皆様にも丁寧な説明を行っていく必要性はあるというふうな認識を持っておりまして、建設を進めていくことに対しまして衛生組合のほうで予算措置を行い、それぞれの計画、または先ほど課長のほうからもお話がありました生活環境影響調査などを実施し、そういったものを御提示をさせていただきながら進めていくと。その中において、新たに11月に確認書を取り交わしてきているという形でございます。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 何が何でもやるのではないということであれば、補助金をもらうための手続は一旦中止すべきじゃないですか。今この手続、どこまでいってるのか伺います。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 国の交付金の関係でございますが、昨年12月に東京都の環境局、そちらのほうに申請のほうはしているところでございます。ただ、こちらはあくまでも向こう5年間の全体像ということで提示をさせていただいておりますが、今後地域住民の方との協議の場の中で、当然そこは変更点等も出てくるものと思われまいます。したがって、国の交付金の制度も、その5年分をまとめて包括的という形には制度上になっておりませんので、そこは適宜、地域住民の方との協議に基づいた中で、毎年、適正な変更は今後重ねてまいりたいと、そのような形で進める予定となっております。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 交付金もらうのは全部じゃないんだという話ですが、真っ先にやるのは廃プラ施設じゃないですか。住民の理解は得られていないのに、交付金ですか、もらうための手続はどんどん進めると。行政が住民に向き合って説明することを避け続けて、やっとな向き合ったと思ったらすぐ諦めて、住民との約束をほごにして、それをほごにしたのに、ほごにしたということも認めないで建設を強行する。これは、行政とし

てこのような不誠実な態度をとるのは、私は許されないというふうに思います。

衛生組合の議会で伺いましたら、寝屋川にも視察に行ったそうですけれども、せっかく寝屋川まで行って、周辺の被害住民のお話は一切聞いてこなかったという話でした。目と鼻の先に周辺の被害住民の方々いらっしゃるわけです。私は、これ啞然としたんですけれども、やはりこういう不誠実な態度をとる限り、4団体のやり方を周辺住民は決して許容しないと私は思います。許容できるはずがない。口で幾ら説明すると言ったって、それは口だけで、実際にはどんどん進めるという態度じゃないですか。根本的に改める。まず、一旦こういう交付申請などは中断するという必要がある。それが住民の理解を得るための、まず第1条件になってくるんじゃないですか。市の見解を伺います。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 交付金の関係でございますが、現在具体的に申請しておりますのは、生活環境影響調査、こちらの26、27年度分となっております。こちらにつきましては、地域住民の方との協議の中で行う関係でございます。したがって、ここについては一定の御理解はいただいているというふうに認識しております。

以上です。

○3番（尾崎利一君） 私は、周辺住民の理解が得られないもとで計画をどんどん進めるということはやめて、住民の皆さんと正面からもう一度向き合うということを求めて、一般質問を終わります。

○副議長（関田正民君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 二宮由子君

○副議長（関田正民君） 次に、5番、二宮由子議員を指名いたします。

[5番 二宮由子君 登壇]

○5番（二宮由子君） 議席番号5番、民主党、二宮由子です。通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

安全・安心のまちづくりについてでございます。

2011年3月11日、午後2時46分、三陸沖を震源とする国内の観測史上最大の大きさとなるマグニチュード9.0を記録した巨大地震が発生し、大津波が太平洋沿岸の広い範囲を襲いました。被災した福島第一原子力発電所では、大量の放射性物質が放出されるという深刻な事故が発生、地震、津波、原子力発電所の事故などの複合災害となった東日本大震災は、従来の災害の概念におさまらない我が国に甚大な被害をもたらしました。未曾有の大規模災害でありました。

災害発生時、多くの方々が一斉に通信手段である電話を利用し、家族などへの安否確認を行いました。携帯電話や一般電話などが全くつながらない状況に陥ってしまったのを記憶しております。比較的つながりやすいと言われているメールも数時間後に届くなど、通話やメールなどが緊急の連絡手段として全く機能できないことが明らかになりました。正確な情報を迅速に発信するためには、衛星電話や無線機など複数の通信手段を備える必要がありますが、その中でも通信制限を受けることなく、発信や接続が可能な災害時優先電話の活用が重要であると考えました。

そこで、お伺いいたします。

第1に、災害時優先電話の設置状況について。

ア、現状及び対応は。

イ、設置場所の検証及び見直しは。

ウ、今後の課題は。

第2に、被災地支援事業について。

ア、実施状況は。

イ、各学校での取り組みは。

ウ、今後の課題はなど、お聞かせいただきたくお伺いいたします。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしく願い申し上げます。

〔5 番 二宮由子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、災害時優先電話の現状及び対応についてであります。災害時には電話が殺到するため、固定電話や携帯電話はつながりにくくなります。そこで、通話を確保するために、あらかじめNTT東日本から指定を受けている電話が災害時優先電話であります。市では、市役所に7台と市内公共施設を合わせて計63台が、災害時優先電話として指定を受けております。

次に、設置場所の検証及び見直しについてであります。市役所内では7台が災害時優先電話の指定を受けております。内訳は、防災安全課に4台、電話交換室等に3台を設置しております。これは平成24年に市役所の電話回線を光回線に変更した際にも、アナログ回線を災害時優先電話として従来どおり残したものです。そのため、現在設置場所等についての見直しについては検討しておりません。

次に、今後の課題についてであります。災害時優先電話が市内公共施設には1台が確保されておりますので、現在の状況で充足されているものと考えております。また、災害時優先電話を補完するものとして、災害用固定電話型のPHSを小中学校に各2台、市民センター、地区会館、公民館に各1台設置しております。

次に、被災地支援事業の状況についてであります。平成23年度には東京都市長会を通じて東日本大震災の復興支援のために、避難所の運営や各種復興業務の応援として、岩手県、宮城県、福島県の3県、5市1町へ合計11人の9回にわたり職員を派遣いたしました。職員派遣以外には、土のう袋、医療資機材、マスクや市民の皆様から御提供いただいた支援物資などの物的支援も行っております。また、平成24年度も東京都市長会を通じて、京都府宇治市へ大雨被害に伴う被災地の家屋調査員として職員を派遣いたしました。

次に、各学校での取り組みについてであります。被災地のことを思い、いつまでも震災について忘れないことが被災地支援には重要であると考えております。各学校では、東京都教育委員会が発行している防災教育補助資料等を活用し、東日本大震災等について学んでおります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、今後の課題についてであります。大規模な災害が発生した場合には、今後も人的支援や物的支援を実施する必要があると認識しております。引き続き東京都市長会や被災地からの要請に対し、積極的に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） 被災地支援事業の各学校の取り組みについてであります。各学校では東京都教育委員会の防災教育補助教材「3.11を忘れない」を活用し、教育課程に位置づけ、東日本大震災の被害状況等を

学んでおります。東大和市立第四中学校では、被災地で支援活動をしている方を学校に招き、講演会を開催いたしました。被災地の様子を間近で聞くことによりまして、生徒が被災地のことを忘れないでいること、その大切さについて気づくよい機会となったと考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、災害時優先電話の現状及び対応についてです。

今御答弁の中で、市役所庁舎内に7台、各公共施設を含めて合計63台が、災害時優先電話として、これあらかじめ指定されているという御答弁でしたので、これらの回線というのは、電気通信事業者から何回線というふうに決められて指定されているのか、それとも電気通信事業者の申請、ここでいうとNTT東日本ということですから、NTT東日本に申請をすることで、その災害時優先電話の指定を受け、現状63台ですけれども、必要であれば回線をふやすことが可能であるのかどうか伺います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 災害時優先電話につきましては、災害が発生したときに優先的に利用できる電話であります。被災地への安否の確認やお見舞いなど、通常の何十倍も殺到するために、通信設備の許容範囲を超えるためにかかりにくくなります。災害時の救護、復旧活動や公共の秩序を維持するために必要な通信を確保するために、NTT東日本から指定を受けております。東大和市役所といたしましては、回線数として、契約回線数に応じて決められた回線数ということになってございますので、増設ということにつきましては困難であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） ということは、7台の指定がマックスということですよ、今の御答弁だと。

じゃ、その災害時優先電話について、参事のほうからも御説明ありましたけれども、少し私のほうからも申し上げますと、災害などで通信を一斉に発信したことで通信が集中しまして、そのふくそう状態、これ非常に漢字が難しいんですけど、ふくそうという状態が発生します。これ、いわゆる回線のパンク状態なんですけども、このふくそう状態が継続されますと、通信網が停止してしまうおそれがあるために、通信事業者が発信規制ですとか、接続規制といった通信制限を行って、通常の電話から、一般電話というんでしょうか、発信や接続を制限します。これらの制限を受けないのが、そういった回線が災害時優先電話で、優先といっても、その優先扱いになるのが発信のみなんです。着信機能は一般と同様の扱いということです。各公共施設に1台設置されているという御答弁ですけども、この市内の全ての公共施設に設置されているのかどうか確認させていただきます。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 市内の公共施設につきましては、それぞれ回線数に応じて設置されていくこととなりますので、NTT東日本のほうから、1回線から3回線につきましては、優先電話の回線については1回線を指定を受けることができますので、それぞれの施設では1回線は指定を受けております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） そうしますと、例えば狭山緑地管理事務所ですとか、桜が丘市民広場管理事務所のように、電話機1台でも十分な比較的小規模な施設ってありますよね、市内に。そういった施設では、災害時優先電話というのも1台置いてあるというふうな、今の御答弁だと全ての施設に置いてありますから。そうしますと市が作成している案内図というものに、施設として公表されてる中にも、電話番号が記載されてるんですが、

その電話番号が災害時優先電話の回線の番号なんですか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 通常でございますと、災害時優先電話は災害が起きたときに発信をもとに通信、通話していくものでございますが、公表されてしまいますと、なかなかそれについての情報が入ってまいりますので、こちらからの発信というのは難しいことになってきますが、公園等の施設におきましては電話回線が少なくなっておりますので、1回線から3回線について1回線の指定を受けるということになってきますので、1本の電話であれば、その1本が災害時指定ということになってございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） それでは、各施設によって複数台、電話機をお持ちの施設もあるかと思えます。その中で、じゃどれが災害時優先電話なのかというのを、すぐにわかるように、通常の一般電話と災害時優先電話の違いというのは、どのような形で表示をされているのか伺うのと、またあわせて、じゃ災害時優先電話は一般には公表してないけれども、通常、利用実態、通話という実態があるのかどうか、あわせて伺います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 市役所の各施設におきましては、電話機に災害時優先電話のシールが張りつけてございます。職員には、災害時優先電話として理解をされてるというふうに考えてございます。また、通常の電話機として使用されてるものでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） そうしますと、災害があった場合には、一般電話と、通常は災害時優先電話も一般電話同様に各施設では使われているということですよ、今の御答弁だと。

そうすると、御答弁の中だとシールを張って、電話機そのものにシールを張っていらっしゃるということですが、私も今回、参事の机にも災害時優先電話がありました。シールも見させていただきましたけれども、そんなに目立つものではないという言い方は変なかもわからないんですけど、例えばきらきら光ったりですとか、一目でね、これが災害時優先電話だってわかるようなシールでもなかったように思います。

発災時、要するに地震が発生したその直後というのは、机の上の書類ですとか、もう物が散乱して、全てが混乱してしまいますよね。ふだんスムーズにこなせることでも、非常に困難な状況に陥ってしまいますし、また平常心を保つというんでしょうか、いつもと同じようなことを繰り返しできなくなってしまうと思うんです。これは電話をかけるという行為、行動も同じだと思うんです。なので、災害時優先電話というのは、通信を受けずに発信が優先されますので、一般電話とは違いつながりやすいですから、いち早く情報を発信するためにも、日ごろから災害時優先電話の設置場所と、あとこれが災害時優先電話ですよという電話の目印というんでしょうか、そういったものを把握しておく、つける必要があると思うんです、シール以外にね。その中で、市として各施設さまざまありますが、市として統一な表示の仕方、例えば一例を挙げますと、当市の災害時優先電話の例えば受話器には、持ち手のところに赤い布を巻くですとかね、これ一例ですから、赤い布を巻いてほしいということではないんですが、そういうふうに統一しておけば、どこの施設に行っても、誰が見ても、例えば机が散乱して電話機が落ちたとしても、一目瞭然に、この電話機が災害時優先電話というようにわかるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 災害時優先電話を目立つようにしておく件でございますが、現在受話器に、先ほど申し上げましたが、災害時の優先電話ということで、シールが張りつけてございますので、職員はそれを十分認識しております。他の職員がその施設に行くことはまれでございますが、通常そこに勤務してる職員にとっては、これが災害時優先電話ということを十分認識してございますので、現在の状況を考えますと、



表示につきましては十分であるかなというふうに考えてございます。

○5番(二宮由子君) 参事、十分であるというふうにおっしゃいましたけども、ぜひ1回、御検討してみてください。お願いします。

次の設置場所の検証及び見直しについてです。

市役所の7台のうち、伺ったところ防災安全課に4台で、電話交換室などに3台との御答弁でした。私がイメージする災害時優先電話というのは、各フロアですか、1階、2階、3階、4階、5階ですか、1台ずつのように分散して固定電話が設置されているものだと思っていたんです。しかしながら、現状、御答弁の中だとまとめて設置をされ、管理されているということです。

そこで、交換室、防災安全課の4台はわかります。ただ、交換室に3台まとめて設置している理由というのを伺います。

○総務部参事(鈴木俊雄君) 災害が発生したとき、停電が発生することもございます。そういう場合のときには、電話交換室に電気の供給等が断たれた場合につきまして、災害時優先電話に切りかわるというものでございますので、市から発信用として3台等につきましては、確保してるというものでございます。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 今の交換機の中っておっしゃってますので、ということは、その交換室にある3台は固定電話として設置されているのではなくて、交換機の中に回線としてあるという認識でよいのか、確認してください。

○総務部参事(鈴木俊雄君) 災害時、電話でございますが、こちら優先電話でございますが、通常はこちらは内線として使用されてる電話機でございます。電気の供給が断たれた時点で、この内線電話が自動的に直通に切りかわるというものでございます。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 電気が断たれたということですけども、例えば市内全域が停電時になりますよね。ただ、庁舎内というのは非常用電源がありますよね。そうすると、その非常用電源が作動されてるときは、この災害時優先電話、交換機の中の3台ですか、3回線分は使用できないということなんでしょうか、確認してください。

○総務部参事(鈴木俊雄君) 停電の場合につきましては、庁舎におきましては約3日間の電源の供給ができるというふうに聞いてございます。現在の市役所の電話のシステムにおきましては、あくまでも通電が断たれた状態のときに、災害時優先電話として機能するというところでございます。ただ、防災安全課にある独立2本の回線につきましては、アナログ回線でございますので、停電状態でも、かつての黒電話と同様、使用することができますので、自家用電源に切りかわった段階でも、2本の単独の防災安全課の電話につきましては、発信が優先されるということでございます。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) 今の御答弁だと、2本が発信、まとめますとね、停電時で非常用電源が作動されているときは、光回線の563-2111ですか、代表電話が使用できますよね、非常用電源で通電しますから。ただし、その3日間ですか——以上たった通電がストップした際には、自動的にアナログ回線に切りかわりますので、交換室の交換機の中の3回線は災害時優先電話として利用できる。ただし、この非常用電源が作動されている期間は、この回線は使用できないということですね。今お答え、御答弁のありましたとおり、だけれども防

災安全課の2回線は使用できると。

ただ、私から申し上げれば、7回線あるのに2回線しか使用できないじゃないですか、そうすると。要するに、通電がストップしてから5回線が使用できるということは、通電がストップするまでの間、この大事な3日間は2回線しか使用できない。それが適切な配置と言えるのかどうか、改めて伺います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 通電がストップされたときに、初めて直通電話に切りかわるというお話をさせていただきましたが、現在の庁舎のシステムによりますと、停電の場合は非常電源ということで切りかわるということになりますので、そちらの5回線の優先電話については、現状では通電がストップされない限り直通としての発信ができないということでございます。体制にとりまして、防災安全課としては、全くの通電状態が断たれた状態でも、2本の独立回線は生きてるということでございますので、災害対策の事務局としては、十分それに対応ができるかなというふうに考えてございます。

○5番（二宮由子君） それでは、市役所開庁の時間帯、要するに交換機の中に3台分ですか、回線がありますけれども、それは夜間も交換機の中に回線として存在するのかどうか、改めて伺います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 開庁時は3階の電話交換室等におきまして設置されてございますが、夜間、土日、祝日等につきましては、職員おりませんので、1階の警備室のほうに切りかえるということになってございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 回線、7回線中あるうちの防災安全課の2台以外の5回線分が、昼間は交換室、そして夜間——5回線、警備員室ですね。夜間は警備員室に切りかえられるということですが、交換室から警備員室へと切りかえることで、災害時優先電話の設置場所が変えられるのであれば、分散してもっとね、まとめて切りかえるのではなくて、もっと分散して管理されたほうが、その災害時優先電話を活用するには効果的だと私は思うんです。

大震災、大きな大地震が発生した際には、パンケーキクラッシュと呼ばれるように、庁舎の建物の柱がフロアを支え切れずに、上の階から下の階に向かってフロア自体が崩れ落ちる、そういうような倒壊する現象が起きてしまう場合、災害時優先電話が3階なら3階、1階なら1階という一つの場所に管理されているのであれば、使用ができないという不測の事態が起きる可能性がありますよね。そこで、危機管理の観点から申し上げます、やはりまとめた形で設置する、管理するのではなくて、例えば1階ですとか、1階、2階、4階、5階に各1台、また3階の防災安全課には2台、また会議棟には1台のように、分散した形で切りかえを行ったほうが、リスクヘッジにもつながりますし、ぜひともその災害時優先電話の配置の見直しを検討していただきたいんですが、御見解を伺います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 災害時優先電話を防災安全課に4台、現在ございます。また、交換室等に3台設置しております。平成27年度及び28年度の2カ年におきまして、本庁舎及び現業棟の耐震工事を実施し、耐震性を確保する予定でございます。このことから大震災が発生した場合でも、議員さんおっしゃいますパンケーキクラッシュの可能性が多少は少なくなったのではないかとというふうに考えてございます。災害時優先電話につきましては、災害対策本部の事務局に集中的に配置しておいたほうが、各方面との連絡調整も可能となりますので、現在のところ効率的であるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○副議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前 11時46分 休憩

午後 1時28分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、ごみ対策課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○ごみ対策課長（松本幹男君） 先ほどの尾崎利一議員の3市共同資源化事業に関する御質問の際に、私のほうから平成26、27年度の生活環境影響調査において、国の交付金を充てる旨の答弁をいたしました。正しくは平成27年度となっておりますので訂正をよろしくお願いいたします。

以上です。

○5番（二宮由子君） 午前中に引き続きまして、再質問させていただきます。

午前中は、市庁舎内の7回線の災害時優先電話についてさまざま伺いました。災害時の停電によって、光回線が使用不能になった場合の対応として、アナログ回線に自動的に切りかわるということですが、庁舎内のアナログ回線というのは、電話機を光電話に変更された際に残されたとの御答弁もありますので、優先電話に指定されている7回線のみなののでしょうか、伺います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 災害時優先電話としては、先ほど7回線、指定を受けているということでございますが、アナログ回線としてほかに8回線ほど、光回線が不能となった場合のために従来どおり残してございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） それでは、その従来どおり残されてる8回線の利用状況はいかがでしょう。

○総務部参事（鈴木俊雄君） こちらのほうは代表電話の中に組み込まれておりますので、一般的には番号としては外に出ておりません。

以上です。

○5番（二宮由子君） 代表電話の中に組み込まれているということは、緊急時のための回線として残されていることだというふうに思います。災害時優先電話というのは、再度申し上げますけど、発信が優先されますので、その光回線が不能になった場合は、代表番号は、その発信、着信とも両方ともつながりませんよね。その通信機能回復のためにも、優先電話の番号を例えば公表してしまう、ここアナログ回線として残っている8回線以外の市が指定されている災害時優先電話番号を公表してしまいますと、着信が殺到して発信優先の電話として全く機能ができなくなってしまうので、災害時など現状は交換のところに残されている8回線というものを着信専用として公表していただき、災害時優先電話は発信専用として対応していただきたいのですが、現状、災害時優先電話ですとか、あと通信機能回復のための取り組みなどが、マニュアル化されてるかどうか伺いたいと思います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 先ほど午前中申し上げましたが、市役所への通電が途絶えたときに、初めて先ほどのアナログ回線による非常災害時優先電話のほうが発信専用というところから回復するということがございますので、これについては自動更新になりますので、職員が何ら手を加えることなくそちらのほうに切りかわるということがございますので、通常は組織立ったマニュアルはつくってございません。ですが、災害時優先電話につきましては、地域防災計画にも記載されてるとおり、災害時のために各災対本部がそれぞれ使用のために優先的に使用していくということで記載されてるところでございます。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) それでは、先ほど庁舎内の災害時優先電話の指定番号というのは、7本がマックス、最大であるというふうに伺いましたけれども、情報を正確に伝えるために言葉で伝える、話して、言葉で通話で伝えるというよりも、書面で視覚的に示したほうが理解しやすい状況が多いと思うんですね。その災害が発生したときに、この情報が錯綜して混乱する中、例えば災害対策本部からの情報発信など、正確な情報を市民の皆さんにお伝えするには、ファクスを活用した迅速な対応で各避難所に掲示板形式というんでしょうか、情報を張り出すというのも一つの方法だと思うんです。そこで、その通信制限を受けずに発信が優先扱われる災害時優先電話を活用することで、迅速に対応ができると思うんですが、現状の7回線の中で1回線をファクス用電話回線として利用して、今ある7回線をふやすことではなくて、交換機の中に確保されている回線を1回線使っていただいて、既存の回線を有効活用していただくことを御検討いただけないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務部参事(鈴木俊雄君) 先ほどから申し上げておりますが、災害時非常電話につきましては、電源が落ちたときに初めて有効になるということでございますので、ファクス回線も電源を使用しておりますので、災害時優先電話に指定した場合、ファクスの場合は機械が動かないという状況でございます。アナログ回線の電話回線ですと電気の通電が必要ございませんので、言葉でも情報が発信できるということでございますので、大きな災害が起きたときに、初めてファクスで、文字で通信というのは必要かもしれませんが、それについては防災行政無線のほうで対応するというので、市内におきましては、東大和市は4キロ四方の市でございますので、災害が起きたときには初動要員も避難所にも向かうことになっておりますので、そういう意味では文字によらず、全部、全体的に電源が落ちた場合でも、アナログ回線による発信ができるという災害時優先電話に限っておいたほうが、究極の場合、通信が途絶えることなく情報が得られるということを考えておりますので、ファクスの回線については現在のところ考えてございません。

○5番(二宮由子君) 今のその御答弁のアナログ回線、災害時優先電話、庁舎内の災害時優先電話というのは、交換室の3台と、あと防災安全課の4台のうちの2台の話ですよ。2台というのは、電話機という形で既に参事のお席と、あともう一つ、衛星電話のそばでしょうか、設置されてます。私が申し上げてるのは、例えば停電時に非常用電源が発動されて、それによって代表電話が使えるけれども、災害時優先電話はその通電がストップしたときにしか使えないという回線ではなく、ファクス専用として防災安全課の電話機としてお持ちの2台に対して、そのうちの1台をファクス専用にしていただけないかというふうに申し上げます。

というのも、もちろんそんなに大きな市ではないというのは十分存じておりますけれども、その情報を発信する、また正確な情報を迅速に皆さんにお示しするには、やはり言葉よりも紙ベースで、掲示という形で各避難所に情報が行き渡ったほうが私はいいのではないかと思ったので申し上げました。ぜひ、御検討いただきたいというふうに思います。

次、今後の課題です。災害時優先電話を補完するものとして、固定電話のPHSを小中学校に各2台、市民センター、あと公民館ですとか地区会館に各1台設置されているとの御答弁でしたが、その固定電話型PHSについての詳細を伺います。

○総務部参事(鈴木俊雄君) 固定電話型のPHSでございますが、一般の電話が通信設備の許容範囲を超えてかかりにくくなったときに使用するものでございますが、PHSも電波の状況によりましてつながらない可能性もありますが、災害時優先電話を補完するものとして配備しているものでございます。特に乾電池でも使用

できますので、電源がない場所でも使用することができます。また、PHS同士では24時間通話が無料ということになってございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今、つながらない状況もあるということを御答弁の中でおっしゃってましたけれども、こういった状況だとつながらないというふうに考えられるのか伺います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 一般的には、普及されている携帯電話、スマートフォンが主流になってございますが、PHSにつきましては狭いエリアにおきましての電波状況ということで、現在PHSをお持ちの方が少ないということで、その中におきまして、その範囲の中で電波状態がいいことが、もちろんこしたことないわけですけど、万が一、電波状態が悪い場合についてはつながらないというようなことがありますので、本来的には災害用の優先電話の補完としてPHSは配備してるものでございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 災害時優先電話の補完としてPHSが配備されているということですが、この停電時でも内部バッテリー、これ電池ですか——で発信が可能ということですので、先ほど御答弁のあった電波の状況によってつながらないという可能性もあるということですが、小中学校の各公共施設に設置されてるPHSや、災害時優先電話も1台、1台というんですか、何台かあるようですが、活用した防災訓練などをそれぞれの施設、小学校もそうですけれども、実施されているのか伺うのとあわせて、この災害時優先電話を補完するPHSの電話というのを活用した訓練ですとか、またそれを活用した対応マニュアルというんでしょうか、それはつくられているのかどうか伺います。

○学校教育課長（岩本尚史君） 固定電話型のPHSにつきましては、先ほど答弁ありましたように、電池を入れると持ち運んで使用できるということについて、各学校で周知をされておりまして、一部の学校では防災訓練等に活用しております。また、市の総合防災訓練の際には、教育委員会では近隣の学校との固定電話型のPHSの電話の通話状態を確認するために、持ち出し訓練を行っております。そうですね、各学校に配布をされております学校防災マニュアル、こちらにつきましては災害時に学校と教育委員会で連絡を取り合う手段として、固定型のPHS等の例示がございまして、

以上でございます。

○5番（二宮由子君） その持ち出し訓練などでも活用されてるということですが、実際訓練のときに持ち出して、持ち出したということは、校庭か何かに持ち出して使用したんでしょうか。そういうふうになった場合に、校庭の中でもつながりやすい場所とか、つながりにくい場所があると思うんですけども、それはしっかり情報の共有として皆さんで認知、周知はされてるのでしょうか、伺います。

○学校教育課長（岩本尚史君） 実際に平成25年度の訓練のときには、第七小学校のほうに連絡がつかなかったときを想定して自転車で赴きました。その際、今お話がありましたように、場所によって、建物だったり電波の状態だったりで聞き取りにくいところ、聞き取りやすいところがあるということが判明しましたので、実際に活用の際には、そういったことを想定して連絡を取り合うということで、教育委員会内では情報の共有をいたしました。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今、第七小学校というお話も伺いましたけれども、できれば全ての小学校において、そのPHSを活用した訓練ですか、つながりやすい、つながりにくい場所によってあると思いますので、ぜひ

とも一度、PHSを使っていただいて、通話として、通信機能として通話が可能かどうかも確かめていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

災害時優先電話について、さまざま申し上げましたけれども、市内各所に設置されている公衆電話も、全てが災害時優先電話として扱われています。4年前の東日本大震災発災時に、携帯電話からの通話が全く機能しなかったときでも、公衆電話からの通話は可能でした。多くの方が、家族や親戚の安否確認などの連絡手段として長蛇の列に並びながら公衆電話を利用されてました。携帯電話の普及によって、公衆電話の設置箇所が年々減少しておりますが、災害時や停電時でも利用できる公衆電話の重要性が見直されています。そこで、市内の公衆電話の設置箇所について、市として把握をされているのかどうか伺います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 市内の公衆電話の設置箇所についてでございますが、NTT東日本によりますと、市内には約60台ほど設置されているということでございます。設置箇所につきましては、NTT東日本のホームページで地図に記載されてございますので確認することができます。庁舎内におきましては、公民館前と庁舎の北側、西側のほうに2カ所、設置されてるということは確認してございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 市内60カ所、60台ですか、設置されていて、今の御答弁だとホームページ上の情報ということですね。市役所のところに設置されてるのは確認したけれども、市全体としてはホームページ上の情報でしか持ち合わせていないということですが、先ほど私が申し上げたように、災害時優先電話として公衆電話は扱われ、災害時の通話手段を確保するためにも、非常に重要なものであるというふうに私は思うんです。なので公衆電話の設置箇所というのを、市民の皆様にもぜひとも周知していただきたいのですが、例えば東大和市防災マップ、これには避難所ですとか緑地、公園、またAEDの設置箇所などが示されておりますけれども、そこに公衆電話の設置箇所を新たに加えていただくことは可能でしょうか。伺います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 防災マップにつきましては、現在公衆電話の設置につきまして記載はございませんが、今後防災マップを更新していく際には検討してみたいというふうに考えてございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） ぜひ、更新時に御検討いただけますようお願いいたします。

公衆電話のマップとして、以前、昨年のおごろでしょうか、日本公衆電話会から公衆電話マップですとか、あと171マニュアルというのが会派に配布をされました。市内各小学校にも配布されたと伺っておりますが、市内各学校ではどのように活用されたのか伺います。

○学校教育部副参事（小板橋悦子君） 昨年のお、日本公衆電話会から、市内の小学校の児童に、公衆電話の位置等が記載されている公衆電話安全マップ、それから171マニュアル、これは災害用伝言、災害用の伝言の電話の使い方が載ってるものなんですけれども、そちらなどをいただくことができました。それを使いまして、公衆電話の場所の確認を行ったり、またその171マニュアルを活用して、防災の観点から災害用伝言ダイヤル体験を授業で行ったと、そのような学校もございます。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 今の時代というんでしょうか、時代の流れで、携帯電話というものが主流となりまして、児童・生徒、特に低学年の児童が公衆電話を利用したことがない、またその使い方がわからないですとか、触れたことがないという状況が明らかになってます。そこで、災害時優先電話として扱われてる公衆電話の利用

ですとか、その設置場所の確認、安否確認手段の災害時伝言ダイヤルなどの体験学習をされたとのことですが、じゃその体験学習などの内容なども伺うのとあわせて、その学校での取り組みを伺いたいと思います。

○**学校教育部副参事（小坂橋悦子君）** 第四小学校におきましては、4年生が総合的な学習の時間を活用して防災学習に取り組んでおりますが、その時間において日本公衆電話会の方に学校に来ていただきまして、災害用伝言ダイヤルの使い方とあわせて、公衆電話の使い方について児童に指導していただいたということがございます。児童は、地震等の災害時に一番つながりやすい電話が、この公衆電話であるということ、そのときに初めて知ったというような児童もいました。公衆電話への認識というものを新たにされた様子であったと、そのように伺っております。また、このように防災に関する学習に関連させまして、体験学習等、公衆電話を使うような体験学習などができるというようなことも、今後は学校に周知をしていきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○**5番（二宮由子君）** 第四小学校で体験学習をされたということですが、今現在、地域ごとに開催されている避難所体験訓練でも、ガスマイコンメーターの操作復旧訓練は、キャップを外してつまみを押すという非常に簡単な作業ですが、市民の皆さんが実際に体験することによって、災害時でも操作をすることができると思うんですね。このように、何事も、公衆電話もそうです、ガスマイコンメーターの操作復旧の訓練、作業もそうですけれども、何事も体験することによって得られた知識とか経験は、いつまでも記憶に残るものですので、子供たちが市内各所に設置されてる公衆電話を、いざというときに利用できるような、役立つ取り組みとしてぜひとも各学校のほうに御検討いただけるようお願いいたします。

災害というのは、今までの申し上げましたけれども、いつ起こるかわからないんです。特に大震災などで各地に甚大な被害が生じた場合、市長が庁舎内にいらっしゃるのであれば、直ちに市長が、市長を本部長とした災害対策本部が立ち上がりますし、しかしながら市長が、例えば市長会の公務などで市外にいらした場合でも滞ることなく災害対策本部を立ち上げなければなりません。そこで、市外にいらっしゃる市長と状況把握などの連絡手段というのはどのようにされるのか、現状を伺います。

○**総務部参事（鈴木俊雄君）** 災害が起きたとき、緊急の場合ですね、市長への連絡方法につきましては、一般的には携帯電話での連絡が一番であるというふうに考えてございます。また、携帯電話での連絡が困難なような場合につきましては、直接、出張会場へ等、連絡、電話するとか、何とか状況把握に努めていくことになるかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○**5番（二宮由子君）** 携帯電話は、まずつながらないですよね。市長との連絡をとるということですが、今の御答弁だと市長から連絡を入れることはないという認識でよいのでしょうか。私は、市長であれば、何よりもまず、我がまちがどんな状況なのかというのを把握したいのではないかと伺うんですね。そのためには、ありとあらゆる手段、行動をとられるのではないかと伺うんです。もしそのような、市長が公務で市外にいらしてたときに大地震が起こり、何らかの形で市に連絡をとりたい、そのような状況下になった場合に、市長はどのような対応をされるのか伺います。

○**副市長（小島昇公君）** 基本的に、例えばということで市長会なんかのお話ございましたけども、市長が市長会等へ出張される際には随行がついております。基本的には、市長のほうから連絡を入れる場合は、近くの公衆電話を探して一報いただくことも一つの方法かなと。携帯がつながれば理想ですけど、随行もついてます

ので、一番早い方法でということを考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 随行の方がついていらっしゃいますから、随行の方に連絡をとっていただくのももちろんですが、その公衆電話が例えば長蛇の列で並んでいるとか、いろいろ想定されるわけですよ。備えをするというのは、多くの備えをしたほうが情報収集、また迅速な対応というもの、危機管理の観点からいけば、数多くのものを備えて、それが100%ではないとは思いますが、ありとあらゆる手段の備えをする必要があると思うんです。

その中の一つとして、例えば携帯電話からの発信は通信制限を受けますので、全く機能しないというのは今までも申し上げました。そこで、市長、副市長の携帯電話を、例えば災害時優先電話に指定していただくことによって、発信が優先的につながるようになります。しかし、ここで問題なのは、災害時優先電話の指定対象というのは、法令で定められている指定機関に限られておりますし、また個人契約での電話回線は利用できないとされています。そこで、じゃ現状、防災に携わっていらっしゃる職員の方ですとか、部長も含め役職を持っていらっしゃる方が、職務のために庁舎の外に出かけた際の連絡手段というのは、今どのように行われているのか伺います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 現在のところ、公用の携帯電話というものを支給してございませんので、個人的な携帯電話、またスマートフォンから連絡という状況でございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） 個人的に契約された携帯電話で対応されているというふうな御答弁ですが、私が思うに、公的職務には、業務もそうですが、公的な電話を使用すべきでありますし、公的に契約した携帯電話、スマートフォンであれば災害時優先電話として指定できますので、例えば市長、副市長、各部長、防災担当の皆さんに公的携帯電話を支給していただいて、公務や職務で庁舎内にいらっしゃらなくても連絡をとることが、緊急の連絡ですか——できますので、危機管理体制の強化からも、ぜひとも公的携帯電話の支給に関して検討していただきたいのですが、他市の状況ともあわせて御見解を伺います。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 他市の状況ということでございますが、近隣5市ですね、立川市、小平市、武蔵村山市、昭島市、東村山市、こちらのほう確認したところ、市長さんで公用のほうをお持ちという市は、昭島市1市のみで、他市は当市と同じように公用の支給はしてございません。

以上です。

○総務部長（北田和雄君） 理事者への公費の携帯電話の貸与ということですが、携帯電話ですから、常時持っていたかなければ意味がありません。公費で貸与しても、個人的な携帯電話もやはり持っていると思うんですね。そうすると、その個人の方が複数台、常時携帯電話を持つということになってきますので、それが実質可能なかどうか、その辺はちょっと御本人に確認をしないといけないと思います。可能であれば、検討してもいいかなとは思いますが、ただ災害時の非常対応というのは、トップがいなかった場合は、その次の代理者が既に指定されております。その次の代理者まで全部指定されておりますので、その状況で動ける人間が災対本部を立ち上げたり、的確な指示をするというのが原則だというふうな考えてます。最高責任者の市長が、常に状況を把握したりというのは、これ最もなことですが、状況、状況によってはそうはかなわないこともございますので、それに全て対応するための対策をあらかじめ用意しなきゃいけないのかどうか、その辺を含めて検討する必要があるかなというふうには思っています。



以上です。

○5番(二宮由子君) 携帯電話、複数台のお話がありましたけれども、民間のサラリーマンの方は複数台持ってらっしゃる方も多いですし、またスマートフォン、またガラケー、持ってらっしゃる方もいらっしゃいますし、個人的、さまざま個人的な見解があるとは思いますが、ぜひ公的な携帯電話を持っていただいて、緊急時、もちろん災害対策本部、市長がいらっしゃらなくてもほかの方が指揮をとるというのは当然でありませうけれども、ただ市長として状況の把握、またその指揮官に助言をすることだって可能だと思うんですね、自分の思いも伝えることもできますので、そういったことを考え合わせますと、ぜひとも公的携帯電話の支給に関して御検討いただきたいと思います。

また、公的携帯電話についても、もしこれから御検討いただけるのであれば、私が今まで申し上げた災害時優先電話は、あくまでも発信が優先ですので、必ずこれにつながるという保障はできないんですね。だけど、衛星電話は必ずつながりますので、衛星電話での対応も、ぜひとも御検討いただけますようお願いいたします。

次の被災地支援事業の実施状況についてに移ります。

東日本大震災の復興支援として、東京都市長会を通じて職員派遣を実施されたとの御答弁です。この間、被災地支援活動に関して、情報発信として新聞を活用されていた近隣自治体もありました。新聞に、うちの市では、こうこうこういう被災地支援を行いましたという形で、皆さんに報告をされてる市もありました。市民の方から、ほかの市、他市ではいろいろと支援しているのに、うちの当市は何をやっているのかしらという質問も多く私、受けました。そのたびに、職員の方が被災地支援に尽力されてることでとか、あと移動図書館のみずうみ号の活躍などお伝えもさせていただきました。その東日本大震災被災地支援などの活動に関して、ほかの市ではホームページ上で活動報告をされておりますが、当市は市民の皆さんにどのような形で報告をされたのか確認をさせていただきます。

○総務部参事(鈴木俊雄君) 被災地支援に対する報告についてでございますが、こちらにつきましては市報、行政報告書、ホームページ等で報告しております。また、派遣いたしました職員につきましては、市民報告会を開催してございます。また、さらに東日本大震災の被災の記憶をとどめるために、昨年から実施してございます防災フェスタも、今年度も実施予定でございます。

以上でございます。

○5番(二宮由子君) ホームページ上でも掲載されたのか、ちょっと改めて確認させていただきます。

○総務部参事(鈴木俊雄君) 掲載期間につきましては、長期ということではございませんが、掲載してございます。

以上です。

○5番(二宮由子君) 市のホームページというのは、さまざまな情報が掲載されていますよね。特にこれから行われる行事、イベントに関する情報提供に比重を置いていらっしゃいますけれども、被災地支援活動もホームページ上で、そんなに長期ではないけれども、掲載されたというふうな御答弁です。まあ短期間ですから、もう既に削除されていますけれども、市として取り組まれたこの被災地支援活動というのは、非常に重要な報告事項だと私は思うので、またこの報告事項は動画ですとか写真を使ったものではありませんから、それほど大きい容量でもないと思うんですね。そこで、ぜひとも短期と言わずに、長期間保存という形で掲載していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 市では、ホームページに被災地支援活動等を、他市におきましてはホームページで被災地支援活動を掲載してる市もございますが、当市におきましては、これから行われるイベント等の情報提供を中心に活用を図ってるところでございます。長期的な掲載につきましては、今後、担当課と掲載方法等を含めまして、検討したいというふうに考えてございます。

以上です。

○5番（二宮由子君） ぜひ、長期間保存でしょうか、情報提供の期間を長く、市の取り組みとして市民の皆様に報告という形でしていただければと思います。

次の学校での取り組みについてです。

教材として「3.11を忘れない」を活用されまして、第四中学校では講演会が開催されたということです。この2011年の3月11日というのは、被災地の方々のみならず、日本全体にとって忘れることのできない一日でした。子供たちには、その日に何が起こったのかを学ぶということで、自分自身どのように身を守り、そして何を備えたらばよいのかですとか、また東日本大震災を教訓として自分は何ができるのかなど、防災教育や成長期の子供たちの心の教育にもつながるんだと思います。もう間もなく、4回目の3月11日が訪れようとしておりますが、私たち大人も日々の生活に追われまして、時間が経過することによってさまざまな、今この御時世ですから、事件、事故が多い中、震災の報道、また被災地の報道などが徐々に減り続けています。復興、道半ばの被災地を忘れがちになっているのではないかとというふうに私は感じています。当市としても、3.11を忘れない取り組みをより積極的に行っていただきたいと思い、今回「いのちを守る森の防波堤をつくろう」という壮大な計画への参加を御提案させていただきたいと思っています。

この計画は、東日本大震災の被災地に、いのちを守る防波堤をつくろうという計画です。その土地、本来のさまざまな種類の広葉樹を防潮林として植え、平常時には防風林や防砂林としての役割を担い、地域の憩いの場として活用し、津波発生の災害時には高木、低木の多層構造の森が緑の壁となって、津波のエネルギーを弱め、水位や速度を低下させることによって、住民の皆さんが避難する時間を稼ぐことができます。また、引き水の際には、津波にのみ込まれた人々や家屋、財産など、海に流失するのを食い止め、緩和することができます。震災で津波にのみ込まれた方々が、漂流物ですとか電柱につかまって九死に一生を得た事例があるように、仮に人々が流されたとしても森が受けとめてくれます。このコンクリートの巨大な防波堤とは大きく異なりまして、緑の森の防波堤、防潮堤は、木が互いに支えながら成り立つ森ですから、病気や害虫にも強く、自然な形で力強い森の状態となります。また、日常の景観を妨げずに、自然も守り、人も守るすばらしい取り組みだと私は感じています。

じゃ、具体的にどのような形で参加すればよいのかといいますと、東北で採取したドングリを苗木まで育てまして、被災地に植林するという取り組みなんです。ドングリが約30センチの苗木として育つのに2年から3年はかかりますので、地道な活動ではありますけれども、長期的な被災地支援の取り組みでもあり、この活動に多くの団体が、この取り組みに賛同して参加しております。費用の面でも、その団体、その団体、いろいろ参加されてる団体によってさまざまですので、私自身も情報収集し、御案内させていただきませんが、ぜひとも各学校の被災地支援の取り組みとして、各学校で御検討いただけないでしょうか。御見解を伺います。

○学校教育部長（阿部晴彦君） 児童・生徒が、いつまでも被災地のことを忘れない、また被災地のことを思いながら活動していくという取り組みであるというふうに今お聞きしました。校長会等も通じて、情報の提供、学校にも紹介してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（二宮由子君） 校長会を通じて情報提供していただけたということですが、その学校での取り組みの一例としてちょっと申し上げたいんですが、例えば苗木として育つのに2年から3年かかりますので、3年生から苗を育てて、6年生の卒業の年にドングリの苗木として東北に送ることで、その苗を育てた生徒と一緒に学校を卒業するというように、このような貴重な取り組みは、いつまでもその子供たちの心に残るものだというふうに私は考えてます。

また、子供たちが被災地復興のお手伝いをしたという意義ある取り組みに参加したことで、例えば大人になって被災地を訪れたときに、森の防潮堤というのは自分たちが育てた苗木が、自分と一緒に大きくなって、森になって地域の皆さんを守っているというふうに、誇りに感じてくださることだと思いますので、ぜひとも御検討いただくようお願いいたします。

次に、今後の課題についてです。

被災地の要請に積極的に対応したいとの御答弁でした。ぜひとも積極的に対応していただき、市民の皆さんへの報告も、ホームページ上、短期ではなく、ぜひ長期的に保存という形で掲載し、行政報告書に一文、載せるのではなくて、できれば多くの皆さんに御報告していただけるようお願いいたします。

東日本大震災から得た教訓を後世に、また子供たちにも伝承して、日ごろの訓練や啓発事業を通じまして、3.11を忘れない被災地支援を積極的に市として取り組んでいただきたく、今回さまざま取り上げさせていただきましたが、要望いたしまして、今回の質問、最後に市長の御見解を伺いたいと思います。

よろしくをお願いします。

○市長（尾崎保夫君） 今いろいろとお話を聞かさせていただきましたけど、市民の皆さんに被災地支援等を含めて、私どもが、市がやっていることも含め、そして市民の皆さん方、多くの方々に御尽力をいただいて、過去があるわけございまして、そのようなものを発信していくということも非常に大切だというふうに思います。また、今後いろんなところで、いろんな災害があるだろうというふうに思いますけども、人的、物的な支援も含めまして、しっかりと実施してきましたし、またこれからもしっかりと実施していきたいというふうに思っております。そういった場合の報告等につきましては、さまざまな方法で市民の皆さんにお伝えしていくということは、重要なことだなというふうに思いますし、また今回、防災フェスタも2回目となりますけども、これからも続けていこうというふうに考えてございまして、こういう機会を通して積極的に情報の発信はしてまいりたいというふうに考えてございまして。

以上です。

○5番（二宮由子君） ぜひとも、市として取り組まれた事業の報告、市民への御報告もしっかりと積極的に取り組んでいただきたく、お願いいたします。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、二宮由子議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 森 田 真 一 君

○議長（尾崎信夫君） 次に、1番、森田真一議員を指名いたします。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 議席番号1番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして、一般質問を行わせてい

ただきます。

まず第1に、第6期介護保険事業計画（案）についてです。

第6期介護保険事業計画（案）についてお伺いします。

厳しい市民生活の中で介護保険料、利用料の重い負担が暮らしを圧迫するものとなっています。介護報酬の削減により介護の担い手不足は一層深刻化することになると懸念をされます。介護保険制度の改悪によって、負担増やサービス後退が懸念されます。これらについて市の見解と対応について伺います。

続いて、2として、地域交通政策についてです。

2月23日からちょこバスの運行ルート、そして運賃の改定が行われました。市の交通政策についてお伺いします。

市民の身近な足であるちょこバス運賃の大幅な値上げは、厳しい市民生活を圧迫することになり、負担増を心配する市民からの声も多く聞かれます。ちょこバスの路線が廃止され交通手段を奪われた地域を含め、交通不便地域の住民からは、住民に責任が押しつけられたまま切り捨てされるのではないかと不安の声も寄せられています。これらの点も踏まえて、市の見解と対応を伺います。

3番目に、小中学校の備品管理についてです。

小中学校の備品が壊れたまま放置されている事例が都内各地でも問題になっています。当市での管理状況について伺います。

壇上からの質問は以上でございます。再質問につきましては、議席からさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔1 番 森田真一君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、第6期介護保険事業計画（案）についてであります。第6期介護保険事業計画（案）は、平成37年、2025年の高齢社会を見据え、平成27年4月から介護保険制度が改正されることに伴い、地域包括ケアシステムの構築や地域支援事業の充実、予防給付の見直し、費用負担の公平化などに対応する計画として策定しております。これらの詳細につきましては、後ほど担当参事から御説明をいたします。

次に、交通不便地域への対応についてであります。今回のちょこバスのルート改正により、路線が廃止となった地域につきましては、地域での機運の高まりに応じて、その地域にふさわしい地域交通を検討していくこととしております。今後、地域交通導入や運行改善の方法等をルール化したガイドラインの検討を進めながら、地域の皆さんと勉強会等を実施してまいりたいと考えております。

次に、小中学校の備品管理の状況についてであります。各小中学校の備品の取り扱いにつきましては、日常の定期的なメンテナンスや丁寧な取り扱いにより、学校長の管理のもと適正な管理に努めております。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○教育長（真如昌美君） 小中学校の備品管理の状況についてであります。教育委員会では定期的な施設点検や、校長会や学校事務連絡会のほか、機会を捉えて各学校の状況把握と情報の提供に努めております。備品が経年劣化による破損、故障をした際には、備品の状況を確認し、配当予算の中で修繕や買いかえの判断と対応を図っております。また、学校単位での対応が困難な場合や、緊急対応が必要な場合は、児童・生徒及び教職

員の安全を優先に考え、学校配当予算と教育委員会予算を組み合わせたり、市長部局にも相談したりしながら対応を図っているところでございます。

以上でございます。

○福祉部参事（広沢光政君） それでは、私のほうから第6期介護保険事業計画（案）及び制度改正におけます保険料や介護職員の処遇改善等につきまして御説明をさせていただきます。

高齢者の増加とともに、要支援・要介護認定者数も増加し、介護サービス等の利用もふえることから、介護給付費が増加することとなります。このことは、介護保険制度を適切に維持していく上では、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料が増額することが避けられないものでございます。その中で、今回の介護保険制度改正につきましては、介護報酬が全体で2.27%の減とされていることや、第6期介護保険事業計画におきましても、介護給付費等準備基金の取り崩しを盛り込むなど、保険料上昇の抑制を計画しているところでございます。

また、介護職員の人材確保の対策ということにつきましては、賃金改定に直接つながる処遇改善加算、こちらの改定が行われます。それから、あわせて効果的なサービス提供を行った場合には、新たな加算というものがつけられるという報酬体系の導入によりまして、サービスの質の確保が行われるものと認識しております。なお、市におきましても、よりサービスの質の向上を図るために、第6期介護保険事業計画におきまして、介護職員等への研修の実施ですとか、それから実地指導などによる給付適正化、こういったものの施策を盛り込んでいるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、第6期介護保険事業計画ですが、事業計画案で申しますと、34ページ、また54ページになるんですが、医療と介護の連携という項目があります。この中で、医療制度改革による在院日数の短縮化や高齢者人口の増加等により、今後、在宅で療養する高齢者の増加が予想されますとあります。在院日数の短縮化は、どのような目的で行われるのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 在院日数の短縮化につきましては、国が平成18年に今後のさらなる高齢化と今後予測させる医療費の急増への対応といたしまして、医療費適正化の総合的な推進の方針というものを定めたものでございます。これによりまして、各都道府県単位で医療費適正化計画が策定されることになりまして、東京都におきましては平成25年4月に都民医療費の現状と今後の取組というものが策定され、都民の医療費の適正水準というところの確保を進めるとされたものでございます。この中におきまして、東京都で目標設定をいたしまして、平成29年度の平均在院日数の目標値が23.3日ということで設定をされているものでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） そして、それをどのような手法で短縮をするということになるのでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） この国の方針などによりまして、療養病床の数を機械的に削減するというものではなく、病院や病床機能の分化、強化、それから在宅医療の推進、在宅医療と介護の連携を図る、こういったことなどにより行っていくということで、今計画されてるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 保険者であります市や、また広域連合が、それに関与するということはできるのかどう

か、そういう場面があるのかということをお伺いします。

○福祉部長（吉沢寿子君） 現在、国のほうで行っております病床機能の分化、強化につきましては、各医療機関が自分のところの病床、ベッドにおいて担っている医療機能の現状や方向性を選択して都道府県に報告することになっております。それが、昨年の秋から行われております病床機能報告制度というものでございます。これらにつきましては、私ども市とか、それから医療保険者が直接的に関与するということはないというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 同じく計画案の12ページになりますが、要介護認定者数の見込みは、この退院して在宅療養される方の増加の見込みも勘案されたものとなるのでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 在院日数の短縮化、こういったことによる在宅療養する方の増加ということだと思いますが、こちらにつきましては明確な推計値等が国等から示されておられませんので、全体としての介護保険サービスの見込み量への反映は行っておりません。ただ、長期入院中の精神障害者の方の退院促進による高齢者の退院見込み数、これにつきましては国を経由して東京都のほうから推計値が示されておりますので、その推計値を介護保険事業計画のワークシート上で、介護保険サービスの見込み量のほうに反映は行っております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 私たち東大和が属してます北多摩西部医療圏の既存病床数は、東京都が示している基準病床数と比べると大体10%ほど過剰ということになってるんですが、病床削減の影響で増加するサービスの需要のメニューと言ったらいいんでしょうか、どういうものがふえていくというふうに考えたらいいんでしょうか。

○福祉部長（吉沢寿子君） 今後75歳以上の後期高齢者がふえていくことにより、今後の東京都の医療計画上で二次医療圏ごとに病床機能の分化、強化等により、ベッド数がまた定められていくというふうになってくることは、今後の計画されてるところでございますが、そういったことも含めまして、またこの3年間の介護保険のサービスの利用実績などからも推計いたしますと、訪問看護や居宅療養管理指導といった医療系のサービスの利用が、今後もさらに増加していくものというふうには想定してるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 利用者の増加に強く影響すると思われまして後期高齢者、特に80歳以上の人口の増加は、今後どのようになると見られているのでしょうか。10年で大体、私もざっくりとですけども、見てみるとおよそ1.5倍ぐらいにはなるのかなというふうに思ったんですけども、それに応じてサービス量、サービスの必要量というのがどれぐらい伸びるというふうに見立てたらいいのかということをお教えください。

○福祉部参事（広沢光政君） 80歳以上の方の人口の推移ということでございますけれども、平成26年の10月1日現在、当市の80歳以上の人口でございますが、5,043人で、これが全人口の5.9%に当たります。第6期の事業計画に掲載してございます10年後の平成37年の推計値でございますけれども、こちらにおきましては80歳以上の人口を8,907人ということで計上しておりまして、これは全人口の10.2%に当たりまして、26年10月1日と比較いたしますと、約1.8倍に増加すると見込んでいるところでございます。

サービス量の関係でございますが、今1.8倍という話を差し上げましたけれども、これが単純に1.8倍になるかということではないというふうには認識しております。サービス量が大きく比例していくということではな

くて、介護予防等の事業、こういったことを充実させることによりまして、介護の必要のない元気な高齢者の方々がふえていけば、サービス量、比例して大きくなるということはないんじゃないかなというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 地域密着サービスや、また施設サービスの整備計画も、この中では示されているわけですが、これを計画どおり順調に進めることができれば、当面この需要の増に追いついていくことは可能だというふうにされているという理解でいいんでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 地域密着型サービス、それから施設サービス、こちらにつきましては、第6期の計画におきましても、それぞれ平成28年度に整備を予定しているところでございます。順調に進めば、一定の効果が見込まれるというふうに考えております。また、介護事業所の整備ですね、こちらにつきましては、適宜検討を行っていく必要があるなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 私は前回の質問のときにも、東大和は比較的重い方になるだけ手当をしていくということに力を注いだ経過もあって、それよりやや軽い方って言ったらいんですかね、言いかえると居宅サービスのほうは若干のおくれと言っていいのかわからないですけど、高齢化の割には整備の水準が少し低目になっているのかなというふうに伺ったことがあるんですが、今後の高齢者の増加を考えると、居宅サービスの整備はさらに大変になっていくのかなというふうに思われます。

そこで、例えば訪問看護なんかの項目で見えますと、2017年の見込みは2014年実績のちょうど2倍、一方で担い手不足というのが大変深刻で、訪問看護につく看護師さんが、全職員の中では2%ぐらいしかいない、全国で2万8,000人ぐらいしかいないために、訪問看護ステーションの看護師を幾ら募集しても全く集まらないというお話が、数日前もNHKのニュースなどでも特集で取り上げられたところです。この点では、非常にそういうものを見ると心配をされる方も多いと思うんですが、当市ではどのようなことが考えられているんでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 今御質問者のほうからありました看護職員の確保の関係でございますけれども、看護職員に限らず医療系の関係確保というのは、困難な状況というのは他市とさほど変わらない状況であるだろうというふうには見込んでおります。ただ、看護職員の人材確保に関しましては、今回の介護保険制度の改正におきまして、地域密着サービスの小規模多機能型居宅介護事業者につきましては、看護職員の兼務範囲の拡大、それから通所介護におきましては病院、診療所、それから訪問看護ステーションと連携して、健康状態の確認を行った場合には人員配置基準を満たしたものとするというような、いわゆる緩和基準、効率化を目安にした緩和基準が示されておりますので、こういったことが少しは影響してくるかなというふうには考えてるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 今2つ、直近で伺ったところでいきますと、1つはこれまでも随分報道でも取り上げられてきましたけど、要支援1・2にされてる方たちが、介護保険のサービスから外れて、地域包括ケアですか、市町村のサービスに移行するとか、今あった訪問看護の関係なんかだと、一定緩和をすること、言葉は余りよくないんですけど、サービスの間引きと行ったらいんですかね、そういうようなこともしながら帳尻を合わせていくというふうに私には聞こえました。それは国が今、そういう制度設計をしてるということですから、

今、責めてるというお話じゃないんですけども、そういうような心配をいたしました。

続きまして伺いますが、独居、また最近では老老介護、または認知症の方同士という意味なんでしょうけど、認認介護といった不安定な家族介護の状況などが問題となっております。要介護者と介護者との組み合わせの状況というものが、市内でどういうふうになってるかというのはわかるのでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 要介護者と介護者の組み合わせの状況ということでございますが、要介護度別の組み合わせ状況というものが確認できるデータというものは、恐縮ですがございません。ただ、要介護認定、要支援認定を受けている65歳以上の市民の方と、認定を受けていない65歳以上の市民の方に対しまして、昨年、事業計画策定に当たりまして日常生活圏域ニーズ調査というのを行ってございます。こちらにおきまして、設問の一つとして、主な介護、介助者、それから主な介護、介助者の年齢というような調査を行ってございます。その結果を御紹介いたしますと、主な介護、介助者につきましては、配偶者が24.8%、それから事業所の方、介護サービスのヘルパーさん等ですが、こちらが15.2%、お子さんですが、娘さんが9.9%、息子さんが5.4%、それからお子さんの配偶者2.8%、あとお孫さんが0.6%、兄弟、姉妹が0.4%といったような状況になっております。あと介護、介助者の年齢でございますけれども、65歳未満が22.9%、それから65歳から74歳が18.2%、75歳から84歳が21.5%、85歳以上につきましては5.4%というような結果になっております。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時31分 休憩

---

午後 2時42分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（森田真一君） では、続きまして質問いたします。

先ほどの関連になりますが、家族介護によって必要とされる家族の介護時間の状況は、このアンケートの中でもたしかあったかと思うんですが、どんなことが見とれるか教えてください。

○福祉部参事（広沢光政君） 大変恐縮です。家族介護に関する家族の介護時間、これに関する調査というのは、日常生活圏域調査の中ではたしかなかったかなというふうに感じてるんですが、参考まででございますけれども、平成25年度に厚生労働省が実施した調査で、国民生活基礎調査というのがございます。こちらの中で、今の御質問の内容、設問項目がございます。そちらのほうの結果を、ちょっと御紹介させていただきたいと思いますが、同居の主な介護者の介護時間の構成ということで、ほとんど終日というのが25.2%、それから半日程度が9.6%、それから2時間から3時間程度といいますが11.4%、それから必要なときに手をかす程度という方が42%となっております。また、介護度に関してなんですが、要介護度3以上の方々に関しましては、ほとんど終日介護に費やす時間だという方が最も多い割合を占めているというような結果が出ているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 済みません、ちょっと記憶違いをしておりました。申しわけありません。

そうしますと、この今の2つ、教えていただいたことでいくと、依然として家族に依存した、しかも高齢の家族に依存した、特に配偶者ですから、旦那さんが介護を受けるというようなことになると、その奥様がつてことになるんでしょうけども——に強く依存している介護状態だということは言えるのではないかと思うん



ですよ。15年前に介護保険つくったときには、家族任せの介護から社会的に制度で介護していくということをやったわけですが、やはり15年たってもまだまだそういう、今までやり続けてきた方法ではそうはなかったということは、ここでは到達としては言えるのではないかと思います。

それでは、サービスの内容もそうなんです、直近の関心事ということで、介護保険料の見直しについても伺っていききたいと思います。

今回、介護給付費準備基金3億2,600万円から3億円を取り崩して、保険料の増加の軽減を行ったということなんですが、これが他市の動向なんかと比べてどういう水準にあるのかということが、わかれば教えていただきたいと思うんですが。

○福祉部参事（広沢光政君） 多摩26市におけます基金の取り崩し状況も含めて、保険料全体でございますが、まだ正式な数値ついていきますか、そういったものの発表は、公表はされておられません。当市のほうで、独自に聞き取りといたしますか、電話でちょっと確認したような資料がございまして、そういった聞き取りを行った自治体の中では、3億円以上の取り崩しを行ってるという自治体がほとんどでございました。取り崩し額について、そういった意味からしますと、当市が特別に高いということではないというふうには認識しております。ただ、取り崩し額だけで比較いたしますと、被保険者数ですとか予算規模、こういったものによってその基金の残高にかなりの幅が出てまいりますので、単純に比較することはできないのかなというふうに考えております。

一つの例としまして、取り崩しの総額を3年間の被保険者数で割り返して、1人当たりどのぐらいの金額になるのかということで算出いたしますと、人口規模が同等程度の3市、それにうちの市を加えて4市、これを合わせた場合の平均でございますが、4,827円ほどということで、当市は4,511円という計算になりますので、平均と比較しても大きな差というのは生じていないということで、保険料の上昇抑制ということに対する考え方ということでは、同様の考え方を持っているんじゃないかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 私も複数の市は調べられなかったんですけども、お隣の武蔵村山市についてはわかって、武蔵村山の場合、4億9,500万円の基金積み立て残高の中から3年間で2億4,000万取り崩すとしてまして、人口または被保険者1人当たりで計算すると、ほぼこの東大和の額と同額だということになりましたので、この類似の4市なんかでいうと、順当な取り崩しをしたのかなというふうに理解をいたしました。

続きまして、低所得者対策の介護保険料の負担軽減というのはどういうことになるのかということをお教えください。

○福祉部参事（広沢光政君） 御存じのとおり、現在介護保険制度におきましては、介護給付費の5割につきましては公費が充てられてございます。そこで、公費によって低所得者の1号被保険者、こちらの保険料の軽減強化を平成27年度から、公費の今お話しした5割の公費負担とは別枠で行いますよというふうなことで、制度改正が予定されてるところでございます。こちらのほうにつきましては、新たな公費負担の割合というのが、国が2分の1、それから都が4分の1、市が4分の1というふうな形になっております。

これによりまして、実際に平成27年の4月に第1段階、所得段階の第1段階の方の保険料基準額に対する負担割合、こちらが政令上は0.5から0.45に下がるというものでございます。本来は、27年の4月から第1段階の保険料基準額に対する負担割合、これが0.45から0.3、それから第2段階の方々につきましては0.75から0.5、それから第3段階の方が0.75から0.7に下がるということが国から示されておりましたけれども、消費税率改

定の延期、こういったものによりまして、27年4月からは先ほどお話ししましたとおり第1段階のみ0.5を0.45としたものでございます。平成29年4月には完全実施される予定でございまして、その場合でございますが、第1段階の保険料基準額に対する割合、こちらが0.45から0.3、先ほど申し上げたとおり第2段階が0.75から0.5、第3段階が0.75から0.7に下がるということで国から示されております。この軽減分の保険料、保険料の軽減分ですね、こちらにつきましては公費により、先ほどお話ししたとおり新たな公費により負担されるものでございますので、他に影響というものはございません。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 介護保険の保険料は、例えば国保の所得割分の料率ですとか、また協会けんぽの被用者負担率、いずれも大体5%なわけですけども、これと比べても異常に重い負担なんではないのかっていうふうに——という声も結構あるんです。例えば年金から天引きをされる方というのは、年間18万円以上の年金ってことになりますから、その方を例にとると一番最低の額が2万5,200円ですから、18万円で割ると負担率、収入に対する負担率ですよ——は14%ということになる。今、計算複雑になりますから、単身高齢者ということではしょって申しますけども、14%ということになります。国民年金の満額が今77万2,800円ですので、これで第1段階の2万5,200円で割ってみると3.26%ということ、ただし同居家族がいらっしゃって市民税課税されているような御家族がいれば、これはね上がって6.68%というふうになりますので、どの保険料階層でも収入がふえればふえるほど負担率が低減していくという関係になることが試算をすると見とれます。1,200万円クラスの収入の方、これは多分恐らくは、そういう方というのは年金収入だけということではないですから、収入に対して所得はどれぐらいになるかわかりませんが、仮に600万円ぐらいの所得になるというふうに仮定して、一番最高額の12万円が保険料になるとすれば、所得に対して1%ということになりますから、グラフに書くとちょうど一番所得の低いところが十数%以上の負担率になって、そこからすとんと落ちて、どんどん限りなく、ゼロとまではないですけど、1%とか非常に低い負担率のところへ落ちついていくと、低減していくと、こういう関係に実はなっています。中低所得者層には、消費税以上に厳しい逆進性の税金に今、介護保険料がなっているということが、その一事をもっても見えるわけです。

市の減免徴収猶予の規定では、火災、死亡、失業など一時的な家計の変化しか対象にしておりません。日々、経済的に困窮をしている方は対象にならないわけです。これは国保のような法定減免がないためなわけですから、制度的な問題なのかなというふうに思うんですね。新第1段階中で、旧の26年の第1段階の方は老齢福祉年金の受給者とか生活保護受給者になりますから、その方たちは今、老齢福祉年金受給者はいらっしゃらないですし、それから生活保護受給者は公費で賄われますから、ここのところはちょっと省いて、旧第2段階で新たに第1段階になる方、こういう方は年金収入で、例えば50万円未満の方が5%以上の負担率ということになりますから、せめて国保、協会けんぽ並みの負担率になるような、市の独自の軽減制度をつくることを求められるわけで、また私は求めたいというふうに思います。

そして、旧第2段階の保険料収入は、計算すると7,500万円ほどなんですね。これ例えば半分ぐらい、総じて半分ぐらいの負担にするということになると3,250万円ということになりますから、ここ数年の基金積み立てのペース、ならして言うとなら7億円ずつ積んでますから、今の市の財政状況や財政規模からいえば、それは決してできないことではないというふうに思うんですが、これはそういうことをやるべきかどうかという必要性の問題だと思っておりますので、ちょっと飛びますけども、私どもの西川議員が太陽光の問題では、企財部長からのお話だったと思っておりますけども、額の多少の問題ではなくて、今やらなきゃいけない優先施策なのかどうか

ということの順番をつけて総合的に判断されてるというようなお話もおっしゃってたんで、これは今、手当をすべき問題なのかどうかということ、御意見を、今の時点でということですけども、お伺いしたいと思うんですが、お答えありますでしょうか。

○福祉部参事（広沢光政君） 今質問者のお話、いろいろとお話、聞かしていただきましたけれども、結論といたしましては、独自の保険料の軽減という形になってまいりますと、今回、国が行おうとしているのは、新たな公費を投入するというごさいますけれども、市が独自に軽減を行うということは、その負担分が他の保険者の方々に上乗せされてくるというようなことがございます。ですから、そういった部分をどうやってクリアしていくのかという、その辺が非常に負担性の問題というのもございますので、なかなかその軽減というものを簡単にできるものではないというふうには認識してございます。国のほうからも、そういったことも示されてございますし、それから一般財源等も使うものではないというようなことも示されてございます。何よりも先ほどお話ししたとおり、その負担分を、またほかの方々が負わなきゃいけないという部分を何とかしなければ、ちょっと難しいのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 共助だから負担の公平が必要なんだという話は、先ほどの尾崎議員からの質問の中でも、ちょっとそういうお話も触れ、一部重なったのかなというふうに思うんですけども、公平ということでいったら、この極端な負担率の違いということは、まさしく不公平そのものというふうに私はやっぱり見て思うんです。そもそもこういう計算自体が、これまでされていなかったんだと思うんですね。何となく国に限らないですけど、第1段階は幾ら、第2段階は幾らとか、階段の図を見せられて、金額が階段式になってるから、言ってみれば累進課税みたいになってるのかなというふうにざっくり理解をしようとするところもあるんですけども、よくよく収入に対して一体どれだけ市民が負担しなきゃいけないのかということでしたら、実は全くそうじゃなくて、逆進性のそのものなんだということが、やっぱり計算をして初めてわかる。私自身もそうなんです。計算して初めてわかったということありますから、やっぱり資料、実は予算特別委員会の資料要求でも、こういうのはいないんですかというふうにお願いをしたら、データとしてはないんですということだったものから、ないものは考えようがないんだなというふうに思いますし、そういう意味でいうと、つくってどうなのかというのを見て、考えてほしいということをお場ではお願いをしたいと思います。

話、次、進めますが、それに加えて、この2015年度からは介護保険料の利用料が、一律、今まで1割であるわけですけども、今報道では年金収入でいうと280万円以上の方は2割負担になるとされております。70歳以上の医療保険の3割負担との比でいうと、現役並みの所得というのは、単身者の所得でいえば年金収入で383万円以上ということになってるのに比べて、280万円以上という線引きは余りに低過ぎるんじゃないかということが、マスコミなどでも指摘をされ、またこれが国会で審議をされた際には、これ負担できるだろうという厚労省のもとになるデータが、これ故意に操作をされて、誤ったものであったということが国会審議の中でわかって、我が党がそれを指摘して、法案を見送らせたという経緯もありました。この8月からは、介護施設の食費、居住費の補助も制限をすとしております。また、サービスを提供する側にとっても、先ほど御案内のとおり介護報酬の平均2.27%の引き上げ、特にこれは特別養護老人ホームでは4.48%も引き下げということになります。

1月のたしか朝日新聞の報道でも、とりわけ東京は特別養護老人ホームの人が集まらないと。大体全国でざくっと言うと、有効求人倍率でいうと2倍、つまり10人、人を集めようと思っても5人しか人は来ないよとい

うところ、東京はその倍で4. 何倍という報道がされていて、東京は特にこの特養ホームの人にかかるお金と  
いうのをきちんとつけないといけないのに、今現実にやられてることというのは、その真逆をいってるという  
状況が、この介護保険の引き上げ、負担の話しますので重ねて言いますけども、こういう状況とセットで行わ  
れているというのが特徴なんだと思うんです。

2013年の8月に取りまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書ですとか、また閣議決定をされたプログ  
ラム骨子の中では、自助、共助、公助ということをやっていたのが、その年の12月に成立をしたプログラム法  
の中では、この公助という言葉が消えました。施設から在宅へと言いながら、肝心の介護サービスは必要な分  
の国費を投じないで市町村任せ、さらにはボランティア任せ、家族任せに高齢者介護を変質させる。医療介護  
総合確保法は、多くの介護難民、みとり難民と呼ばれる高齢者や介護離職を選択せざるを得ない方を生み出す  
と、私たち日本共産党はこの法案にも反対をしてみました。

第6期の事業計画案の中で、計画の推進という項目がありますが、この各主体の役割として、それぞれ項目  
を立てて、地域社会、高齢者関係団体、それから医療関係団体、サービス提供事業者等の役割を定めていま  
すが、市の役割はこの項目を立てずに前書きで、市は市民の福祉向上を目指して、ニーズの現状把握や施策、事  
業の進行管理などを通して、各主体の役割を踏まえながら本計画に位置づけられた施策、事業を円滑に推進す  
るとして、立ち位置が曖昧になっているということは、この国の姿勢の反映にほかならないのではないでしょ  
うか。介護保険制度ができてはや15年ということなんですが、公的介護分野を社会保障制度から切り離して市  
場化をすれば、市場原理が働いてサービス供給がより効率よく行えるという、そういう前提でこの制度はスタ  
ートしましたが、わずか15年でこの机上の空論は破綻をしております。そして、今度は共助が大事だから地域  
からボランティアを借り出して、破綻した尻拭いをさせようというのが地域包括ケア、地域包括支援事業とい  
うことになります。

私、前回の質問の際にも、包括支援事業の導入は法律の期限いっぱいの29年4月まで見送るべきではないか  
と申しましたけれども、実際に監督される立場の市から見ても、準備期間もなく持ち出された、この新たな理  
屈に基づいた机上の空論であったことが、計画案で期限いっぱいまで準備せざるを得ないとされたことで、明  
らかに新たになったのではないのでしょうか。高齢者の介護報酬を後退させることはないように、力を尽くして  
いただくようお願いしたいというふうに思います。（発言する者あり）

失礼しました。先ほど2.27%、引き上げて言っちゃったんですね。ごめんなさい、引き下げです。失礼し  
ました。

ということをお願いをいたしまして、この項目については締めたいというふうに思います。

ちょっと長くなりましたが、では続きまして地域交通政策についてお伺いをしたいというふうに思います。

2月23日からちよこバスの運行ルートが新たになりまして、初運行の際にちよこバスの運転手さんが、この  
市役所のバス停で停車をされながらお客さんを待ってましたもんですから、ちょっと話になりまして、お客さ  
ん、早速、ちょうど昼ぐらいいに聞きましたから、午前中のお客さん、どうでしたかという話を聞いたところ、  
当然ではあるんですけども、改定を知らずに乗り込んでこられてしまったというような方も、若干いらっしや  
ったというようなお話も聞きました。

少し、数日運行がこのとおりにされたわけですけども、その後、利用については市の窓口ですとか、またバ  
ス事業者さんに何か御意見ですとかいうのは届いたりとかしてるんでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 今回の運行形態の見直しについての御意見ということでございますが、ルート

そのものに対する御意見というのはいたゞはございません。運賃について、180円、こちらのほうは少し高いという御意見、それからシルバーパスを使わせてくれないかといった御意見をいただいております。また、往復ルートの時刻表はちょっと見づらかなかという、そういった意見もいただいております。

以上です。

○1番（森田真一君） 私たち共産党市議団も、この間、ちょこバスの買い増しをしてほしいとか、また早く地域公共交通会議を開いてルートの改善等を進めてほしいということを繰り返しております。そういった中で、この2月に1時間1本のルート、そして新しい駅と市役所と、東大和市駅と市役所と玉川上水を結ぶ新しいルートもつくって、無料で乗り継ぎもできるようにということで、大変期待も高まっていると思いますし、私たちも本当にこの改善はうれしく思っております。

ただ、大変残念ながら利用の妨げになる運賃の値上げも同時に行われました。これは私たち共産党市議団としては反対をしております。同時に、また今お話があったように、市民の皆さんからはシルバーパスの適用を求めるという声も大変多く聞かれます。東大和では、今このことについて実施の見込みがあるのかどうかというのを、まずお伺いしたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） シルバーパスについてのお尋ねでございますが、シルバーパスは東京都シルバーパス条例に基づく制度でございます。この条例の適用を受けてシルバーパスを導入する場合は、バス協会を経由して東京都の補助金が受けられることになってございます。都内の路線バスは、シルバーパスを適用し、東京都からの補助金を得ているという状況もございます。一方、東京都シルバーパス条例及びその施行規則におきまして、コミュニティバスは条例の適用から除外されておまして、都の補助金を受けることができないという状況でございます。シルバーパスの適用に当たりましては、都の条例の適用を受けて東京都の補助金を受けるという前提で適用していくのが筋であるのではないかと考えてございます。したがって、条例を適用できない中で、ちょこバスにシルバーパスを適用するという予定はございません。

以上です。

○1番（森田真一君） 前回伺ったときも、確かにそういうお答えだったんですね。その後なんですが、読売新聞の報道なんかでも、そうはいつでも市内でちょこバスと同様のコミュニティバスなんかで、シルバーパス、使えるところ幾つかありますよと。こういう報道もあって、私もそれで初めて知ったんですけども、他の自治体で幾つかシルバーパスを利用できるところもあるんですが、全部じゃなくてもいいかもしれませんけど、どんなところなんかがありますか。

○都市計画課長（神山 尚君） 多摩26市のうちで、コミュニティバス運行している市が、当市を含めて今23市でございます。このうち、シルバーパスの使用を認めているのは10市でございます。済みません、近隣のところで申し上げますと、国立市、武蔵村山市、調布市、多摩市など、その他10市がシルバーパスを適用しているという状況です。

以上です。

○1番（森田真一君） 26市中10市もあるということで、先ほどの御説明だと東京都の条例施行規則に従えば、それはできないのが筋だけでも、でもそうはいつでも、半数まではいかないか——近くが、10市が実際に利用できているということは、これはその10市は筋と違うことをやっていると、抜け駆けをしているというのか、そういうことなのでしょう。

○都市計画課長（神山 尚君） シルバーパスの適用の経緯でございますけれども、過去におきましては路線バス

と同様の運賃体系であるコミュニティバスにつきましては、都条例に基づくシルバーパスの適用が認められていた期間がございました。しかし、最近ではコミュニティバスについての適用は認められておりません。

以上です。

○1番（森田真一君） 適用ができる、過去はそういうことがあって今違うってお話だったんですけども、実際適用ができてる自治体とできてない自治体というのは何であるのでしょうか。わかりますか。

○都市計画課長（神山 尚君） まず路線バスと運賃形態が異なる100円均一などは、従前から適用の余地はないということです。それと、路線バスと同様の運賃体系であった場合は、過去においては条例の運用が東京都においては、ある程度柔軟に運用していたということで、そういった意味で適用になっているものがあつたと。過去に適用を受けていたものは、引き続きそのまま適用を認められてるというような状況がございます。

以上です。

○1番（森田真一君） それで、東京都がそうやって基準を時間の経過の中で変えたんですよというお話なんですけれども、ところが都議会では、ちょっと違う説明を都はしております、これは私どもの日本共産党の尾崎あや子都議が、このコミュニティバスの問題で質問をした際に、都の説明では、今日でも路線バスの初乗り運賃と同じ運賃であれば、シルバーパスは使えますよと、業者さんと市との間で話がつけばできますよと、こういうことをおっしゃっているんですね、答弁としておっしゃっているんです。ですから、先ほどの条例施行規則の運用で、前はできたけど今はできないということは、都の説明ではないんですよ——ということをおっしゃりたいというふうに思うんです。いかがですか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいま都市計画課長のほうから説明している内容と申しますのは、あくまでも条例の適用、条例の制度に基づいて都の補助を受けているという内容についての説明が主なものだったと思いますけれども、それ以外のところでもシルバーパスが使える。条例適用していなくても使えてるという運用をしているところもございます。それにつきましては、別建てで、都からの補助金対象の事業の中にはのっていませんけれども、制度にはのっていませんけれども、別に市なり事業者が負担しているという形であればできるという内容ですね。都議会の中で聞いた福祉保健局からの答弁の内容というのは、そういうことを意味してるというふうに認識しております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 例えばどういう自治体で、そうするとかいう情報はありますか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） お隣の武蔵村山市につきましては、以前には対キロ制の料金体系をとっていたということで、最初は制度に基づく、東京都条例に基づく制度にのっとった形で適用がされていたというふうに聞いています。それを一度、100円の運行にしたというときには、その制度から外れたというふうに聞いておりますけれども、それをまた現在は170円で運行してるということでございますけれども、そこでもシルバーパスは使えております。シルバーパスを提示することによって、料金を支払わずに乗れてるという、使えてるという形にはなりますけれども、都からの補助ではなく、それは事業者なり市のほうで、どのくらいの負担かはわかりませんが、その分を補っているという形だというふうに聞いてるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 市によって運行形態というか、誰がその直接の事業者かというのは、位置づけが変わる場合があるから、多分そういうお話をなさったんだと思うんですけども、武蔵村山以外ではそういうのは何かほかに情報ありますか。

○都市計画課長（神山 尚君） シルバーパスの条例にのっとらないで、シルバーパスを適用させているという市は、八王子市がやっているということは承知しております。

以上です。

○1番（森田真一君） 先ほど例に出された武蔵村山市なんですけど、実は私どもも、実際そういうふうに応用しているということがあるものですから、せんだって視察へ、直接市の担当者の方からお話、聞かせていただいたんです。そうしましたら、今御説明があったような、市が別建てで余分に負担をしてシルバーパス、使わせてもらってるというふうにはしてませんって、はっきりおっしゃってたんですよ。ですから、ちょっと今の御説明は、そういうふうに応用をされていらっしゃるんだと思うけれども、直接聞いたところではそうじゃないですという回答でした。

コミバスで、シルバーパス、使ってるところ、幾つかその10市の中で、全部じゃないんですけど、尾崎利一議員が電話で取材をしてくれて、問い合わせを各市の担当者にしたんですが、例えば国立ですとか狛江も追加で払ってるという認識はありませんでした。ですから、ちょっと今の御説明は実態と乖離してるというふうに思うんですが、そうだとすると、別に何か事実を曲げて言ってるということはないと思ってますので。ということは、例えばこの間の地域公共交通会議だとか、そういった場面で、西武バス側からそういう御説明があって、そういう認識を持たれたってことなんじゃないかな。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 武蔵村山市の例でいいますと、当市のコミュニティバスの運行の事業の形態と多少異なっている部分がございます。当市では、市が事業主体となって委託をしているという形になりますけれども、武蔵村山市の場合、このコミュニティバスといった概念的なものができる以前から、昭和56年から市内に鉄道駅がないということで、公共交通について非常にバス路線が必要だということで、そこはバス事業者が主になって、そこに自治体が補助をするという形態で入っております。それで、現在でも予算の範囲内で補助をするという形になっておりまして、その中にそういったものも含まれている。シルバーパスを使えてるという状況のものも、その予算の範囲内に含まれているという状況でございますので、今のような感じになってると思います。

当市の場合、運行協定の中で、マイナス分ですね、赤字分については市が補填しますということにしておりますので、この第1回定例会の初日でも、運行の補助の分につきまして不足が見込まれるということで、補正予算を出ささせていただいたというような予算措置をしていき、マイナス分については補助をするという事務形態をとっておりますけれども、その事業の取り組み方が、武蔵村山市とは違うということで、認識の違いも出てくるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 武蔵村山市の御担当の説明でも、確かにその点もあるんですけど、いずれにせよ毎年、毎年、事業をお願いしてやってもらってるわけですから、実際のところあそこは立川バスになるそうなんですけども、立川バスさんとどういう折り合いつけてるんですかって聞いたら、とにかく市はこれだけしか出せないから、それ以上でも以下でないですと。中身も別に何もありませんと、予算でこれで出しますと。立川バスさんからしてみると、もうちょっと出してくださいみたいな話あるんですけども、結局、毎年、毎年、その話し合いの妥協の産物みたいなところで、ずっと推移してますという、大まかに言うとそういうお話なんですよ。ですから、いずれにせよどういう形態とっていても、別建てでシルバーパスの分を市が払ってるという位置づけではないということなんです。

ちょっと、ここでずっとぐるぐる回ってもしようがないんで、ちょっと先進めますけれども、実は西武バスさんについても、私ども2月16日に西武バスの本社にお邪魔をして、この問題で申し入れを行い、また担当者との懇談もしてきました。市の公共交通会議の御担当とも同じ方だそうでありますけれども、西武の担当者の方も、当初は先ほどの課長のお話のとおりシルバーパス条例と施行規則によってできないんですという回答をしてたんですけども、今申し上げたような他の自治体の適用の事例、指摘しますと、今のお話と全く重なりますけれども、以前からの経過の中で適用したまま続けているところもあるけれども、ここ数年は認めてない、数年はちょっと具体的にはよくわからないけど、大体5年ぐらいじゃないかというようなお話をされておりました。ですから、適用は全くケース・バイ・ケースで、条例や施行規則で一律に適用を認めないというものではないってことは明らかなんだと思います。西武さんの説明では、先ほどのお答えと多分同じになると思うんですが、別建てでお金を払ってるという認識を持たれてるのは八王子市だけではないだろうかと、ほかには具体的には示されることはありませんでした。ですから、私、思うのは、開始の時期を前提にして、それでもって差をつけて扱われるというのは、これは合理性が見られないというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 当市のコミュニティバス事業につきましては、やはり制度にのった形で運営をしていきたいというところがございます。今どういう形で適用されるか、または使用できるかといったようなところのお話になりますけれども、それはできるところでは、適用されればそれについて当然使えるようにしていきたいというふうに考えておりますが、今の制度ではそれができないということであれば、今のところは仕方がないのかなというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） ですので、そのときの西武バスさんの御担当のお話では、これは向こうの言い分ですけども、市がお金を出していただけるんだったら、それやりますよと、そういうことなんです。わかりやすい話ですね、これね。本当にわかりやすい話だと思うんです。

ただ、一方的に市に全部を負担、責任持ってというのも、これもまた何なんで、少し私も市の加勢をしたいなと思ったものですから、その場で申し上げたんですけども、いきさつですとか、経過というお話でいえば、そもそも西武さんが、この湖畔の地域の開発を行ったときに、バス路線ありますからということを行いながら分譲を進めてきたということで、それで実はここ住んだんですっていうお話しされる方、あの地域は結構多いんですよ。そういう方からすると、言っただけなんですけども、約束をほごにされてきたという、そういう思いがありまして、私、そういう話したんですって言ったら、そうだ、そうだって随分あちこちで言われたんですけども、そういうような住民のまず声があるんだと。その住民に対しては、西武さんもやっぱり一定の責任あるんじゃないかということと言えらると思うんです。高齢期に達した住民の生活の足であるちょこバスについて、まず事業者としても責任持ってほしいということ、市から求めていくべきではないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 特定地域の開発当時の状況とか、そういったことを、このコミュニティバスの運行に反映させていくということは困難だと考えております。コミュニティバス事業につきましては、公共交通網を形成させるということで、一生懸命、今後も移動の確保を図っていくというようなことで、維持したいということで考えておりますし、湖畔地域につきましては交通空白地域として、地域の需要も高いためルートとして設定しているところがございますので、運行事業者である西武バス株式会社に対しましては、その公共交通を担う事業者といったようなところで、さまざまな面で経営努力等をお願いしていきたいというふう



に考えてるところでございます。よきパートナーとして、進めていかななくてはいけないのではないかとこのように考えてるところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） おっしゃるとおりだと思います。よきパートナーであるべきなんだと思うんです。

西武さんのお話でも、これはちよこバスの話とは同時並行的になるものでありますが、路線バスも今、赤字路線と黒字路線と併存させながら全体の路線、何とか維持しているし、これからも維持していきたいということ強くおっしゃってました。特に通勤、通学などの利用促進などは、バス利用を市も強く市民に働きかけてほしいと、こういう思いがあるんだというお話されてました。マイカーですとか、自転車利用者の誘導策なんてことも、これまで考えられたことがあるのかどうか、まずお伺いしたいと思いますが。

○都市計画課長（神山 尚君） 路線バスの利用促進ということでありまして、公共交通利用促進のパンフレット等、こういったものを配布いたしまして啓発を行っておりますが、施設の整備を伴うような支援については、検討のほうは行ってございません。

以上です。

○1番（森田真一君） これはすぐできることと、予算を投じなければできないことなんか多分あるんだと思うんで、例えば少しお金、仮にかかるようなことで、例えばの話で言ったとしますと、よく車なんか、地方で車なんかで通勤されると鉄道、バスの路線がだんだん細ってくるということがあって、例えば主要なところに駐車場を設置して、パーク・アンド・ライドというんですかね、1回、車を、自宅から車で出て、その駐車場に置いて、路線の鉄道だとかバスなんかには乗り継いでいけるようにするとか、そういうようなことをやるところもありますし、あと比較的都心部であれば貸し自転車を市営でやるかというような形をとってるようなところもあるかもしれません。

また、西武さんとの関係で言うと、もっとお金かかんない卑近な例で言いますと、バスって便利だよということ言えば、西武はバスロケシステムというのをやってて、使われてる方も多いと思うんですけども、バスっていつ来るか何かよくわからないのと、電車と比べると不便だななんて昔は思ったんですけども、今はスマホでワンタッチで、自分ちの前にバスがいつ来るか、そういうのを登録しておいて、あと5分で来るんだとか、すぐ来るとか、まだ待たなきゃいけないからどうしようとか、そういうようなことが割と容易に判断できるようになって、昔と比べるとやっぱり利便性、増してるのかなというふうに思います。そういったものも、例えば利用を紹介するとかいうような形での利便性のアピールで後押しするだとか、いろんな形があるんだと思うんです。そういうことも含めて、西武さんはやっぱりパートナーとして、事業者に対しても後押しをしてほしいというような、そういうお話をされてました。

ちなみに、宣伝するわけじゃないんですけども、西武さん、4月から新たに1万円を上限とする割引制度を設けたIC定期券を発行して、通勤通学客の確保に努める、そういう企業努力もしてるんだとおっしゃってました。ですから、そういったさまざまな形で市にも応援をしてほしいというようなことがお話でありましたので、紹介をしたいと思います。

ちなみに、建設環境委員会で、おとしでしたかね、皆さんで関西の郊外の地域でコミュニティバスだとか、コミュニティタクシーをやってる地域を視察をさせていただいた機会があったんですけども、私鉄の電車の中の広告なんかも、まちが電車に乗ろうということいろんなキャンペーンの呼びかけをしたりする、まちを挙げてそういう公共交通維持をやろうと、そういうような構えで取り組んでいたということ、非常に印象的であ

りましたので、この東大和は東京都内ですから、昔はそんなことを一々考える必要もなかったんだと思うんですけども、例のサーベラスの一件もあって、いつ公共交通網が寸断され、あって当たり前という状態がなくなる日が来るかもしれないということも含め、そういう事業者とパートナーシップを組んでいくということは、本当に重要なことなんだと思います。

先、進みますが、他の議員の御質問の中で、部長の答弁だと思うんですが、コミタクの導入はちょこバスとバッティングしないようにというような旨のお話あったかというふうに思うんですが、ちょこバス路線廃止によって新たに生じた空白地も含めて、市内の交通空白地が既存の交通網や主要な施設とどうつながるのかというイメージが、具体的に市でお持ちになっているのでしょうか。路線バスとちょこバスとが、またちょこバスとコミタクとが、また西武さんに言わせるとバスと、例えば自転車やマイカーと、それぞれバッティングしないようにすみ分けできる交通体系というのは、一体どういう姿なんだろうかというふうに思うわけでありまして。簡単に答えが出ることではないかもしれませんが、これは当該住民も戸惑っているってことが、機運の醸成にもう一つつながらないことの一因になってるんじゃないかっていうふうに思うんです。部長も住民側からの機運の醸成をただ待つわけではないとお話をされてましたんで、住民への働きかけ、先ほど勉強会を開いたりとかいう具体的なお話、市長からもございましたけども、どのようなイメージを伝えていくというようなお気持ちなのかということがあれば、教えていただきたいと思うんですが。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 公共交通網のイメージでございますけれども、電車とかモノレールといった軌道系の大量輸送的なものを木に例えると幹と例えますと、それよりももう少し運ぶ人数の少ない中量系のもの、路線バスがある程度枝、またコミュニティバスもそれを補完するんで枝になるんじゃないか。そこからもう少し生活に密着した地域交通、最近では生活交通なんていうふうにも、今後いろいろとわかりやすくするためには、用語を整理して呼んでいく必要があるかなというふうに考えているところでございますけれども、そういったものは葉に例えられるんじゃないかということで、生活地域から発生した交通を枝、幹へとつないでいくというようなイメージを捉えております。

それから、バスと自転車のすみ分けといったようなところでございますけれども、ここは今の枝と幹というようなことよりも利用の形態として、自転車は比較的若い人たちは自転車に乗って遠くまで移動できるというようなことがございます。ですけれども、やはり高齢になってくると、遠距離の移動というものを自転車で行くというのは、だんだんと控えていくような利用実態もございますので、そういう方たちが、そういう生活交通だとかコミュニティバスを使っていただけのようになっていければいいんじゃないかというふうに考えております。

それから、地域の方たちとの今後の取り組みというようなことでございますけれども、まずは勉強会を開催させていただき、公共交通といったものへの理解を求めていく必要もあるだろう、市の考えているようなことですね、きょうここで話ししたようなことも、地域の方たちにもわかっていただき、理解していただき、また生活に密着した交通を支えていただくには、使っていただかなくては継続できません。そういったことを含めて、どういうものであれば皆さんが使い勝手のいい交通なのかといったようなことも話し合いをしながら、検討したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 間違っても住民の方に見捨てられたなんていうふうに思われぬように、ぜひ力、尽くしていただきたいというふうにお願いをいたします。

私ごとになるんですけども、改めて地域公共交通の重要性を、今、私ごととしてすごく痛感してるんです。と申しますのは、私、練馬区出身なんですけども、父や母はまだ練馬におりまして、つまんないことなんですけども、実は年末に私の父が、がんが見つかりまして、新宿の大学病院まで電車と徒歩で1時間半ぐらいですかね、病気になった体で毎日1カ月半、放射線治療に通わなきゃいけないだよと言われて、でも言われるがままに、それしたら余計体力消耗して死んじゃうんじゃないかと思って、家族で非常にどうしたものかという心配をしたんです。そしたら、たまたま実家の目の前に、ここで言えばちょこバスのバス停が1つありまして、それに乗って、乗りかえなしで、30分で行ったら順天堂大学病院って練馬にあるんですけども、大きな病院ですが、そこだったら放射線治療受けられますよというんで、自力で通うことができ、つい、今週なのかな、最後の照射が無事終えられるというような話がありまして、やっぱり高齢になって、お年を召した方が病院に通うとか、本当に命にかかわるような問題で、さっきの家族の介護のことともちょっと若干重なるかもしれないですけど、家族に面倒かけないで何とか自分の健康を維持したいと。頼みの綱というか、頼みの足になるのは、こういうちょこバスなどのコミバスだっていうのを自分自身が体験したもんですから、本当にそういう方って市内でも少なくないんじゃないかなっていうふうに思います。

私、そういう境遇になって、近所の人に自分の身の上話したら、実はその身の上話した方の奥さんも、ちょうどがんになったばかりで、放射線治療、武蔵村山の医療センター、東大和病院の系列ですけども、あそこまで、東大和病院まで来れば、あとはシャトルバスで乗ってってくれるから、東大和病院までどうやって行くかということが問題で、自分は車、運転できるから毎日送ってあげただけでも、そういう条件のない家族の人は本当大変だよねというお話もされてました。今3人に1人はがんですからね。そういう意味でも、自分と同じ思いしてるのかなという方も市内では大変多いんじゃないかなと思って、思いの話でありますけども、そういうことで、ぜひよろしくお願ひしたいと。つまり、お金に、運行コストと運賃とのてんびんにかける問題ではないんじゃないかということだけ申し上げておきたいというふうに思います。

では、この項目は終わらせていただきます。

○議長（尾崎信夫君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時37分 休憩

---

午後 3時47分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○1番（森田真一君） それでは、3番目の項目の学校の備品管理の問題に移りたいと思います。

まず九小の体育館のストーブが故障したままになっていて、防災面からも、避難所になる場としての管理、これどうなんだろうかというお話を地域の方から伺ったというのが、このお話の発端なんです。それで、早速調べていただいたわけですが、どのようになったかということをお話してください。

○学校教育課長（岩本尚史君） 第九小学校では、故障についての状況把握と、また見積もり依頼のほうはされておまして、修繕もここで完了したという報告を受けております。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 私がお話、伺ったのは、1月の末か2月の頭ぐらいだったかと思いますが、ちょうどそういう手配をしていただいたところと前後してあったのではないかなと。いずれにせよ、地域の方の御心配が一つ晴れてよかったなというふうに思いました。確認していただいて、ありがとうございました。

一般論ということに、拡張していくわけなんですけども、日常の学校での備品管理は、どういう流れで行われてるのかということをお教えください。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 備品の購入につきましては、各学校で、各教科や学校全体での計画に基づきまして、また修繕につきましては、学校現場での状況及び緊急性についての確認を、その都度、行っていただきながら、金額等の判断が難しいものは、別途、教育委員会のほうにも相談をしてもらい、そういった購入、修繕を行っていただきます。

以上でございます。

○**1番（森田真一君）** 校長先生が、直接トップのその場での管理者ということになると思うんですけど、校長先生の決裁で、すぐ備品の修繕等ができるような、金額の基準と言ったらいいんですか、そういったものというのはあるんでしょうか。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 備品はカタログ単価3万円以上のものが対象となります。購入額によっては、契約依頼等の手続きが生じますが、基本的にはまず学校のほうから教育委員会のほうにも、その購入について、修繕についての相談がありながら進めるもので、学校長の決裁、その後、学校教育課長の決裁という手順をとっております。

以上でございます。

○**1番（森田真一君）** そうしますと、日常では、例えば教職員の方たちが何か壊れてるよとか、発見をして、それを副校長先生なり校長先生なりにお伝えして、先生のほうで判断をされて、すぐ自分の判断で手をつけられるものか、もしくは1回、教育委員会に上げて、どうしましょうかという調整をすると——で実行をすると、こういう流れになるわけですね。

それで、そういったことってほかにもあるのかなと思って、実は現場の先生方なんかにも、少しお話も聞いてきたんです。九小のこの修理のことでは、すぐ対応していただいたんで、そのときには教育委員会からも、まず必要があれば場合によっては買いかえなんかもあるし、いずれにせよそういう金銭的なことを遠慮しないで、必要性に応じてどんどん、まず上げてほしいというふうなお話もいただいたんで、大変心強いなというふうに思ったんですけども、具体的に学校の先生たちから、少し話、聞き取ったところでは、いろいろ出まして、やっぱり小さいことがたくさん積み重なってますからありまして、例えば20年前に買ったようなCDプレーヤーだとかビデオデッキだとか、ビデオカメラが故障したまま、ほこりをかぶったまま長く置かれていて、廃棄費用に、これお金が回らないのかなと、幾らでもないような気もするんですけど、先ほどの修繕、8,000円だけでも、やっぱりちょっと若干置いたままになってたというようなこともあるんで、そういう少額でもなかなか言いにくい関係があるのかなと思ったんですが、この点ではいかがなんでしょうか。

○**学校教育課長（岩本尚史君）** 学校では、常日ごろ備品の管理手続を行っていただいておりますが、教育委員会のほうでも毎年度、各小中学校で不要となった備品等の廃棄に係る予算計上を行っております。また、各学校には年度になりますが、期限を定めまして不用品廃棄等を行う旨を周知をし、また計画的な廃棄を行っておりますので、今後も各学校へ周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**1番（森田真一君）** こういったものは、気がついたときにやれば、それで一件落着ということになるわけなんですけども、ちょっと気になるのが大型備品の関係なんですけども、例えばサッカーのゴールポストとか屋外にあるものなんかですね。腐食したままになっていて、危険を感じることもあると。ある学校では、先日、

サッカーゴールのネットの交換を業者さんをお願いして、早速、来てもらってつけたところ、業者さんから、ネットもそうなんだけども、それどころじゃなくて、ゴールポストのほうが早く交換するなり修理するなりとかしたほうがいいんじゃないですかというようなことを、その場で勧められたと。確かに赤さび水が流れ出てくると。そういうものが、サッカー、ゴールポストに限らず、バスケットのゴールポストですか、こういったものなんかも同じなんだっていうお話なんです。これ過去にもそういうものが強風で倒壊したりだとかいうことも、何となくニュースであったかなというふうに記憶してるんですけども、防災面からもやっぱり心配ということはあるし、緊急性という意味でもあるんだと思うんですね。いつ地震が来るかわかんないとか、そういうようなことも含めて。調べて修繕や交換の必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、例えばこれってどれぐらいお金がかかって、すぐできるものなのか、それともやっぱり各校で少し調整をしたりとかしないとならないものなのかっていうことはどうなんでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 実際に市内の学校で、ゴールポストが亀裂が入ったというようなお話があったときには、こちらの修繕課のほうで溶接で対応したりしております。また、金額については、いろいろなものによって20万円、買いかえになりますと高いものもありますが、遊具や運動施設というのは、日常の授業の中で子供たちの安全にかかわるところですので、使用上の問題、ふぐあいがあった場合には、安全性、緊急性の状況を確認しながら、教育委員会にすぐに連絡をいただきまして、必要な措置を講じるというお話をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） スポーツの備品の関係でいうと、プールの関係のお話もされてたんですね。プール回りの備品でいうと、例えばプールサイドですか、マットが敷かれてる。人工芝なんですかね——が敷かれてて、それが長く交換されないままで、見た目もさることながら非常に不衛生な感じだと。また、薬品ですね、薬品を入れておく倉庫が、ほかの区部なんかだとちゃんと倉庫があるらしいんですけども、多摩に来るとそういうのはなくて、プールの機械室にしまったままになってるんで、湿気を吸って固まって翌年には使えなくなってしまうと。学校からは、単年度で使い切ってしまうだけにしてよということも言われるんだけど、非常に不便をしているというようなお話もあるんですが、こういったところではいかがでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） まずプール回りのプールサイドのマットにつきましては、製品にもよりますが、1枚3万円程度で購入が可能というものもございますので、各学校予算で計画的に購入をお願いしてるところでございます。また、プール薬剤につきましては、こちらは使用期限と安全性の関係から、購入年度内に使い切れる量を各学校で計画的に購入するようにお願いしております。もし、学校間で過不足が生じる場合には、そこで教育委員会予算を活用しながら調整を行うなど、限られた予算を有効に活用したいという考えからのものがございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君） 家庭科室ですね、ここも結構問題になってまして、なぜかという、お湯を沸かしたりとか、いざというときにやっぱり体に危害とか、影響を与えるようなものもあるんで、随分話題になってるそうなんです。湯沸かし器がないと、それからあとテーブルも固定されていないので、地震の際に熱湯を扱っていたら、こぼして大やけどするかもしれないということで、いつも心配しながら授業をしているというような声がありましたが、この点ではいかがでしょうか。

○学校教育課長（岩本尚史君） 湯沸かし器が設置されていない学校、何校かございますが、こちら価格が3万

円台からあるということで、学校配当の予算の中で計画的な購入をお願いしたいと考えております。

ただ、テーブルの固定につきましては、中学校では全校固定をされているようです。小学校では、家庭科室では調理以外の授業もいろいろ行われておりますので、レイアウトの状況に応じて変える必要があるということで、机の固定は行われておりませんが、日ごろより安全面に関しましては、各教員、安全指導を徹底しておりますし、特に地震の対処については、そういったときに児童・生徒がみずからの安全をきちんと確保ができるようにという対処方法を指導することで、事故防止を図っているところでございます。

以上でございます。

○1番（森田真一君）　そうですね、家庭科室の関係なんかでいうと、これは備品じゃなくて、そのテーブルが固定されていないからということなんでしょうけど、ガスの取り出し、ホースの口ですよ、そこなんか23区だとかだと固定されたテーブルの横からホースが取り出される、取り回されるようになっていっているんだけど、ここは古い校舎だということもあるんでしょうけど、床からホースが出てくるんで、足をひっかけやすく、お湯を持ったりとかして歩くというような、非常に子供を見て心もとないのと、そんなようなお話もありまして、全体に施設の老朽化という問題とかかわってくるんだと思います。

今回あくまでも備品管理に限られた範囲でお話をお願いしておりましたので、全般的なことはそんなに触れませんが、体育館の屋根や窓枠から雨漏りがして、まだ前回工事から数年しかたっていないのに、まだそれが直らないまま、しばしばピアノに雨垂れがかかったりとかいうようなことが起こったりとか、現場でそのことを再三報告してるんだけど、なかなか改善をしてもらえないということは幾つかありました。

理科の備品なんかでも、買い換えができないというお話もありまして、それでこれまで、去年でしたっけ、おとしでしたっけ、理科の実験中に爆発事故が起きたなんていうこともありましたから、備品をきちんとしてあげるといことは安全面では、特に理科室はやっぱり大事なのかなというふうに思うんですけど、そういったところでは改善できるかどうかということもお伺いしたいと思います。

○学校教育部長（阿部晴彦君）　理科の実験は、やはり薬品などの取り扱いや手順によるミスなどにより、事故につながるというふうに一般的に言われています。そういうことから、理科の備品の取り扱いや、先ほどの教員の授業、日常の安全点検、あるいは授業開始前の点検ということで、さまざまな設備や遊具、運動設備も含めて点検は欠かせません。そういうことで事故の防止は図っております。

理科の備品に関して申し上げますと、東大和市におきましては、理科備品を購入するための予算措置というものをしております。毎年、計上させていただいておりますし、そういうことで各学校には計画的に予算、有効に活用して理科備品の充実を図ろうということで周知をしております。引き続き教育環境の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○1番（森田真一君）　ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

この先生方の話でも、たびたび言っているんだけど、なかなかうまく進まないということがあって、現場での先生方と管理者の方とのコミュニケーションが、なかなかうまくいかないときもあるのかなというふうに思いますので、ぜひ丁寧にすくい上げていただきたいということと、組合なんかでは毎年、大会もやって、議案書なんかもつくって、どういう問題、抱えてんだみたいな話もきちんと取りまとめられていますので、懇談の機会も多いとは思いますが、ぜひそういった資料も活用して配慮をしていただけるとありがたいかなというふうに思います。

この問題、最初は本当にある学校の1つのストーブの話で、私、それ以外、思いつかないで始めてしまったんですけども、実はせんだって私ども共産党の地方の議員団で文部科学省に出向いて、交渉というか、いろいろ要望事項、届けに行ったんですけども、その中で各市町村でどういう課題、抱えてるかみたいなお話の中で、同じような、卓球台が壊れたままで置きっ放しになってるだとか、次から次と同じような話がいっぱい出てくるんですね。やっぱり学校の中で予算の——特に身近なこういう備品の管理だとかみたいな、少額なんだけども、身近なんだけども、何となくコーケンに追いやられてるというものはたくさんあって、そこが現場では、これは教職員だけじゃなくて、何よりもお子さんですよ、お子さんや親御さんが心配しているということもあって、次々とうちもうちもなんて発言が出ましたもんですから、改めてここでは細かいことではあったんですけども、いろいろ取り上げをさせていただきましたんで、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

では、3項目やりましたので締めますけれども、私は4年間、議員をやらせていただきました。今後、実はどうなのかよくわかりませんが、その中で欠かさず質問だけはやらせていただきまして、多くの残りのというか、21名の同僚の皆さんからも、随分いろいろな形でアドバイスもいただきましたし、また拙い質問の中で意を酌んでいただいて、丁寧に市長を初め職員の皆さんが対応していただきましたんで、少しではあるかもしれないけども、市民の皆さんの声を、この議会でずっと4年間伝えることができたと思っております。本当にありがとうございました。

私の質問、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

---

#### ◇ 関野杜成君

○議長（尾崎信夫君） 次に、8番、関野杜成議員を指名いたします。

[8番 関野杜成君 登壇]

○8番（関野杜成君） 8番、関野杜成です。通告に従い、一般質問を行います。

大きな1番としまして、市民の健康維持や健康増進などの余暇活動の推進についてをお伺いします。

①市内で行われているサークルなどの余暇活動について。

ア、市民への案内や広報活動について。

②公園などを活用した健康対策について。

③今後の予定についてお伺いいたします。

大きな2番として、雪対策についてです。

①市内の雪対策についての考え方について。

②市民協働の考えで地域の雨水ます周辺の雪かきの対策について。

③今後の課題と対応についてお伺いします。

大きな3番目です。空堀川について。

この質問は、数年前からというよりも、ほとんど私が議員になってからずっと質問している問題でもありますが、今後行われる空堀川の親水公園などの利用の現在の進捗状況についてお伺いします。

②市民、地域の考えは東京都にしっかりと伝わっているのか、そして実施されているのかお伺いいたします。

③番、今後の市の取り組み予定についてお伺いいたします。

この場での質問は以上になります。再質問については、自席にて行わせていただきますので、よろしくお願

いたします。

[8 番 関野杜成君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、サークルなどの余暇活動についてであります。市内5つの公民館では、平成26年4月1日現在、682グループ、会員数にして9,019人の方が健康、体操、民謡、音楽などのグループ活動を行っております。また、公民館で実施する講座等につきましては、単に知識の習得に終わらせることなく、講座を受講された方々による自主グループ化に向けての支援を行っているところであります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、公園などを活用した健康対策についてであります。主に高齢者を対象としました背伸びベンチ、踏み台昇降などの健康遊具を、向原中央公園を初め市内4カ所の公園に設置し、健康増進の一助として多くの市民の皆様に活用していただいているところであります。

次に、今後の予定についてであります。サークル活動の案内や広報等につきましては、多くの市民の方に公民館活動を通して教養や趣味の広がりや、新たな出会いにより、豊かな社会生活を送っていただきたいと考えております。そのため、公民館活動に興味を持っていただき、活動につながる必要がありますので、こうみんかんだよりや学びあいガイド等による広報活動を引き続き行ってまいります。また、公園における健康遊具の設置などにつきましては、平成27年度において特色のある公園づくり方針の中において検討を行い、計画的に整備してまいりたいと考えております。なお、余暇活動の詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、市内の雪対策の考え方についてであります。市では災害時における道路施設等の応急対策業務に関する協定書を、東大和建设同友会と締結しており、平成26年2月の大雪の際は、この協定に基づき除雪の体制をとり、対処したものであります。今後も市内の坂道等、交通の安全性の確保が必要な箇所を中心に、協定に基づく迅速な対応が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、市民協働の考えで地域の雨水ます周辺の雪かきの対策についてであります。道路上の除雪作業につきましては、作業時の安全性等の観点から市民との協働による取り組みは行っておりません。駅周辺や幹線道路等を除雪する際は、歩行者及び作業従事者の安全に配慮しながら、融雪後の水がスムーズに雨水集水ますに流れるよう職員が作業を行っているところであります。

次に、今後の課題と対応についてであります。大雪のときにおいて迅速に除雪体制を整えるため、市では東大和建设同友会との調整会議を開き、情報連絡体制や役割分担などを確認するとともに、作業時の交通規制や重機の確保、雪の処理等の課題について調整を図っているところであります。なお、市において除雪できる範囲には限りがあるため、市民の皆さんに対しましても、効率的な除雪の情報提供等を行い、除雪に御協力いただくなど、連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、空堀川の親水公園などの利用状況についてであります。空堀川は東京都によりまして河川整備事業が進められておりますが、親水性に配慮したものとして、東村山市境に旧川と残地を利用して清水富士見緑地が整備されております。上流側につきましては、用地の確保が可能となった第四小学校南付近、新宮前一の橋上流部及び中砂の川橋下流部などにおいて、階段式護岸や緩傾斜護岸など、親水性に配慮した護岸整備が行われている状況であります。

次に、市民、地域の考えは東京都に伝わり、実施されているのかについてであります。東京都では河川整



備に当たって地域の市民の皆様や自治体の意見等の反映を図るため、会議等を設置しております。そこで検討結果や地元市との協議等を踏まえ、実施可能となる内容については反映が図られていると考えております。

次に、今後の市の取り組みについてであります。空堀川の河川整備事業につきましては、市民の皆様の御意見等を踏まえまして、治水対策としての安全性の確保を図るとともに、親水性に配慮した整備が可能となる場所につきましては、市民の皆様が憩えるような水辺空間となるよう、引き続き東京都に要請してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、市民の健康維持や増進等、余暇活動の推進、市内のサークルなどの余暇活動にかかわる市民への案内や広報活動についてであります。公民館では、公民館活動に興味を持っていただき、活動につながることを目的の一つとして講座や事業を行っております。その広報活動につきましては、市報、こうみんかんだより、市のホームページ、ポスター、チラシなどを活用しております。また、新しい試みとして、定年退職等により地域での生活が多くなった方を主な対象としまして、地域デビューパーティーを実施しております。第2回地域デビューパーティーは、昨年11月の産業まつりに合わせて実施し、31団体に及ぶ公民館活動等を知っていただくことができました。

次に、今後の予定についてであります。従前の講座や事業に加え、新たに活動を始めるきっかけとなるような事業にも力を入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） ありがとうございます。

では、再質問に移らさせていただきます。

まず初め、市内で行われてるサークルなどの余暇活動ということなんですけども、5館で682グループ、9,019名が何らかのサークルに加入して活動されているということですが、実際これの年齢層というのは、高齢者だけではないとは思いますが、そういうふうに考えていくと、ある意味、60歳だったり65歳以上の高齢者も、まだまだ自宅で、または自分で趣味を持ってやられる方も中にはいると思いますが、ほとんど自宅にいてぼうっとしてるというか、余り外に出ないでいる状況が多い状況も見えるのかなというふうに考えております。

そういう意味では、ちょうど私の質問の前にもありましたが、介護保険料だ、いろいろそういったものも、医療費だったり何だったというのも、そういう形で病気になるとかかってきます。私が言いたいのは何かというと、以前も言わせていただきましたが、ちょっとサークルでこれが当たるかどうかはわかりませんが、病気でかかる医療費よりも、けがでかかる医療費のほうが安く済むというような話が、ある大学教授の話を伺ったことがあります。そういう意味では、家にいてぼけてしまったり、そういった形になるよりも、やはり外に出させていただいて、いろんな方とお話をすると。ここ最近で見たニュースでも、デイサービスかなんかで行った場所で、カジノというんですかね、実際お金はかけないですけども、そこでチケットをいただいて、そういったことをやると。そのときに、パカラだったり、スロットだったり、パチンコだったり、もちろんあれは当たったことによって脳が活性化するんでしょうけれども、それと同時にやはりディーラーが介護士さんで、しっかりと会話をしながらやる。そうすることによって、そこに通った方が、やはり度合いがよくなっていったというような、そういう事例もメディアのほうで見ました。メディアが全て言っていることが、本当ではない

と私は思ってますので、全てをのみ込むのはどうかとは思いますが、やはり人と話をするというところが、まずは一番大切なのかなと。

それと同時に、前々も言わしていただけてますが、女性の方、奥さんというのは、今働きに出る方が多いですけれども、昔はやはり家にいて近所の方と近所づき合いをしていくということがあったと。ただ、旦那さんというのは、仕事に行って家に帰ってくるだけ。そういう意味では、定年を迎えると近所の方と余り仲よくないという状況も見られるというのは、いろんな高齢の世帯にお話をしに行ったときには伺ってます。そういう意味では、やはり出づらいい状態なんですよ。特に昔の方って、そういう……。こういうことを言うとあれかな、プライドが高いですから、余り自分から行くということをしなない、そういう方も多くいられるのかなと。ただ、そういう意味では、こういった、まず役所から何かしら、サークルありますよとか、そういうお便りというのが来ることによっても、知らない情報を知ることによって自分で出てみようかなというような形につながるのではないかと。

以前から、本来だったら市民部のほうで税金の封筒に入れて、一緒に送ったらどうだというお話をしたんですが、なかなか向こうではオーケーがもらえないので、そういう意味では今回、社会教育部のほうで、何かに入れてというわけではなく、以前つくっていただいたグループの一覧表というのがあると思います。そういったものを、例えば60歳以上の方に送ったりとか、そういう活動ができないかなと。まずは知らないというところ、そこを知るという形のまず一歩を行ってほしいなって思っているんですけど、その点についてどうでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 今、関野議員のほうから、お仕事を卒業されて、定年されて御自宅にいる方、それから主婦の方でもお仕事されてない方ですね、そういう方々にもっともっと公民館に来てもらってと、そのことが健康増進につながって、医療費の削減にもつながるんじゃないかと、そういうお話としてはよくわかります。

公民館のほうでも、いろいろなことを模索しているわけですが、そういう中、先ほども教育長からもありましたけども、地域デビューパーティーというのを新しく始めてみたというところがございます。第1回というのは26年の3月に行ったんですけども、そのときは公民館の利用グループが25団体、集まりまして、一般の来館者、60人ぐらいの方が来ていただいて、それぞれいろんな団体の活動していることを知ってお帰りになっていたと、そういうことでございました。まだまだ、その60人が少ないということで、第2回については昨年の産業まつりに合わせて行ったと。そういうところで、そのときには団体数もふえて31団体に集まっていたと、来館された方は600人を超えたということで、非常に効果があったんじゃないかというふうには私ども評価しているところでございます。

先ほどPRの仕方については、市報やホームページというお話ありましたけども、そのほか学びあいガイドですね、これを公共施設に置いて、身近な公民館とか近くのところに行って、とりに来ていただくというのがやはり前提になってしまうかなというところがございます。そこ、先のお話だというふうに認識をいたしますけども、なかなかそういう部分、例えば65歳以上の世帯、ちょっと調べてみましたら、1万4,000世帯ぐらいあるようでございます。実際学びあいガイド、これ130グラムぐらいあるんですけども、単純に市内特別で掛け算すると、やはり170万円からスタートになります。あと封筒代とか、印刷経費とかいろいろありますけども、紙代とかいろいろありますけども、そういう経費が毎年かかるということにはなります。

そういう中で、あとはお金のかかることというのは今言いましたけども、あとはほかの部署にも影響がある

と。ほかの部署でもそういうことが同じように出てくることもありますので、そういう65歳以上の世帯に送るといのは、現状ではなかなか難しいところではありますが、今後の課題にさせていただきたいというふうには思っているところでございます。

以上です。

○8番（関野杜成君） 今後の課題と言われてしまったんで、次の質問はどうしようと思ってますけど。

ちょうど今部長もお話したように、とりに来てもらうのが前提だと。学びあいガイドだったり、そういったものが、ほかの公民館だったりそういう施設で。というところが、やはり私としては違うんじゃないかなと。もちろんほかの件で何かしたときに、そういうふう目についてとっていただける、それが大事ですけれども、やはりその目に届かない人、そこに来ない人のためにどうするかというところで、先ほどの話ですとこうみんなかんだよりとか、そういったものというのものもあるんですけども、私ここ12年、議員をやらしていただいて、新聞折り込みだったりというのをいろいろ調べているんですが、世帯数がどんどん減ってるんですよ。そういう意味では、世帯数減ってるということは、新聞をとってる方々が少なくなってるんじゃないかと。そう考えると、新聞折り込み、じゃ効果はどの程度あるのかというところも、やはり最近私のほうでは考えてはいるんですけども、そういった部分で新聞折り込みというのは新聞をとってる方が見れる。実際に活動だったり動いたりする人は、公民館だったりそういったところで見れる。そうすると、じゃその情報を知らない人、高齢者ですから、高齢者がホームページだったり、パソコンが使えないというのはちょっと語弊がありますがけれども、全員が全員使えるかという、若者よりもやはり使えないというところからすると、紙媒体が必要。ただ、紙媒体だと新聞をとってない可能性もある。そうなると、やはりこの方法しかないのかなというふうに考えます。

そういう意味では、こうみんなかんだよりも年に何回も出して、それなりの予算もかかってますし、そういう意味では実際に出してるからいいというわけではなく、出すからにはそれなりのことも考えて出しているんだと思うんですね。そういう意味では、こうみんなかんだよりを1回減らしてという言い方もちょっとあれですけども、そういう形でこの1万4,000世帯ですか——のところ、そういった情報を提供するの私は一つだと思っております。できれば検討はさせていただきたいんですが、企画とかそういったところもしっかり交渉をしていただいて、そういった形での情報提供の仕方をしてほしいと思っているんですが、再度お伺いいたします。

○社会教育部長（小俣 学君） 先ほどこうみんなかんだよりのお話が出ましたが、こうみんなかんだよりは奇数月に新聞折り込みをしているところでございます。それとはまた別に、実は各公民館のほうで周辺の皆様に地区館だよりというのを年に3回発行しております。これ全戸配布といいますか、近くの周辺の方々に、これ職員が配って、ポスティングしてるんですけども、そういうことをおおむね5月と10月と1月に出しております。中央公民館の近隣の地域には中公タイムスという2,300部、それから南街公民館の周辺ではハロー公民館、2,800部、狭山公民館の周辺ではこんにちは狭山公民館というのを2,500部、蔵敷公民館の周辺ではあすなろだより、1,300部、それから上北台公民館周辺にはこだまの森と、これ3,800部ですが、合計1万2,700部を、公民館周辺の皆様には職員が一軒一軒、配って、お届けをします。そういう近くにある公民館のよさを發揮して、事業の紹介をしているところでございます。

そういう、これ地区館だよりと言いますけども、そういう内容にも工夫をもっとして、一緒にやりませんかとか、魅力ある行事を載せたりとか、そういう工夫をしながら、まずはそういう身近な人たちから集まっても

らうよう、そういう取り組みもいろいろできるのかなというふうには思います。お金のかかる話には、これは全戸配布ですから、職員がやってますから、直接ではありませんけども、まずはそういうやれるところから工夫をして、より多くの方に来てもらう努力を公民館のほうでするべきじゃないかなというふうに、今思っているところでございます。

以上です。

○8番（関野杜成君） ありがとうございます。

ある意味、お金はかからないですけど、時間はとられるんで、それなりにお金がかかるという形なのかなと思います。先ほど言ったのは65歳以上、60歳以上の世帯にということでしたが、ある意味、今みたいな地区館だよりというものが、職員の方が配布してるということであれば、一覧表になっちゃうと、例えば南街の人が蔵敷に入る枠というのは余り、そんなにないと思いますし、南街でやってることは南街の地域とか、そういう形で出していただければ、少なからず今以上にそういったサークル活動をされる方がふえてくるのかなと。もちろんサークルの中でも、私のサークルはこの定員までよとか、いろいろあると思いますから、サークルの方々とのお話し合いをしないと募集も、そういうのもかけられないかなと思いますので、ちょっとその辺もいろいろとお話ししていただいて、地区館だよりに掲載するのか、それとも地区館だよりと一緒に配るのかというような形で実施していただければなというふうに要望をしておきます。

それで、次、公園などを活用した健康対策についてに移ります。

公園に関しては、本議会でも長寿命化計画に伴う調査を実施した52の公園という何か一般質問の資料をいただきましたけれども、実際のところ市内にはこれ以上、公園があると思うんですが、全部で何個の公園がありますか。

○環境課長（関田孝志君） 公園の数ですが、現在のところ96公園。公園といいましても、緑地とか緑道を含んでの96ということになります。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） ありがとうございます。

この件も、それこそ8年、9年前でしょうか、公園に健康器具をというふうなお話をさしていただいて、その後、いろいろな公園に健康器具が設置されております。ただ、健康器具、ちょっといろいろ見ますと、ひとりで一生懸命やるような健康器具が多く設置されてます。本来であれば、きょうちょっと写真を皆さんに提示したかったんですが、ちょっと私の用事全然できなくなったんですけど、私、昔、中国、北京と大連のほうに行ってきました。町なか歩いてると、そうですね、ちょうど今市長とかが座ってるところのそのテーブル2つ分ぐらいのスペースがあると、そこに二、三台、健康器具が置いてあるんですね。きのうちょっとそのプリントアウトしようとしたときに、編集したときに、看板があったんです。そこで、実際中国語なんで、私は全部読めなかったんですけど、何となく書いてある字が、国民全員が健康になるために、そういった公園にしてるんだよ、下に毛沢東と書いてあったんですけども、そういったことで中国というのはそういうものが置いてあるらしいという判断をいたしました。

そこで見たときに、実際写真があればいいんですけど、写真がないので口で説明しますが、対面式になってるんですね。例えば当市でも置いてある腰を動かす健康器具あると思うんですけど、腰を動かす健康器具が十字になってまして、前の人、横の人と顔が合わせられるような状態になってます。もちろん腕を回す、そういう器具に関しても前の人と顔を合わせられるような状況になってます。大和が今設置しているのを見ますと、

向原中央公園とかですと、大きな屋根つきの、屋根がついてて、なおかつ目の前には使用方法が書いてあるような形で、見ても隣の人の横顔が見えるかどうかという状況の健康器具があるんですね。正直、これ高そうだなとは思いますが、ここまでのものの健康器具をやるのであれば、健康増進と同時にコミュニティーとか、そういったところまでやはり考えて、対面式、ちゃんと話しながら健康増進ができる、そういった器具を入れてほしいなというふうに思っているんですけども、まずその前に聞きたいのは、この向原中央公園のほうの下半身強化、腰回りの強化、バランス等々ありますが、これって大体1つ幾らぐらいで設置しているのか、わかるようであれば教えてください。

○環境課長（関田孝志君） 実際の価格はわかりませんが、カタログを見る限りですと、70万円から80万円程度はするのではないかというふうに思われます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 正直、私が中国で見たのは、そんな70万円も80万円もかけたら、多分、公園1個に10個ぐらい設置できんじゃないかなというものでもあります。

今ある意味、こういった業者、ふえてると思います、こういう健康器具を置く業者が。そういう意味では、できれば次から公園とかにそういった健康器具を置くときは、対面で人と人が会話ができるような、そういうものを置いてほしいなというふうに思いますけれども、これから特色ある公園づくりでしたっけ——というのをつくっていく中で、私はこういった特色が必要かなと思って今回質問したんですが、ある意味、先ほど言った96の公園ですか——に、全ての公園に、個数は別として、その公園に見合った数で、こういう健康器具を置いてみたらどうかなって私は思っております。多分まだ日本全国を見ても、そういった公園にしている市区町村というのはほとんどないと思います。そういう意味では、本当に特色のある公園づくり、東大和はこんなことやってるよ、市長が一生懸命うまかんべえ〜でもやってますが、知名度、そういったものも上がると思いますが、そういった公園づくりとか、そういったものを検討するようなことはできるでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 健康器具というものが市内に、現在4カ所の公園にこういった遊具、遊具というか健康器具を置かせていただいております。環境部といたしましては、東大和元気ゆうゆう体操の会場につきましても、こういった市内の公園を積極的に利用していただくということで、占有許可のほうも出ささせていただいております。また、今議員からお話がありました向原中央公園を初め、市内のこの4カ所の公園の多くが、東京都の用地における公園になっております。そういった東京都との調整の中で、健康遊具のほうを設置をさせていただいております。また、今お話がありました今後特色ある公園の中に、ちょっと特色ある公園、96カ所、全てにというのはなかなか難しい状況ではございます。工夫をしながら、また地域の皆さんの御意見を伺いながら、また昨今の少子高齢化という状況もございますので、そういったものを捉えながら設置をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○8番（関野杜成君） 先ほど公民館事業に関してもお話をさせていただきましたが、そういったグループ活動をするにも、ある意味、地域のコミュニティーでもあったり、健康増進というところにもなります。ある意味、公園というのもそういった要素があるのではないかなと。そういう意味では、そういうものを使って、せっかく来ていただいたならお話をしながら健康になっていただこうと、そういった観点を持って実施していただければなど。もちろん一番いいのは、できれば全部の公園にあるとマスコミは飛びつきやすいんじゃないかなと思いますけれども、やはり予算だったり、利用の方法だったり、実際今、利用されてる方というのもあります

から、そういう意味ではそういった方々ともお話をしなければいけないかなというふうに思いますが、公園をただの公園、またはこの健康器具、ただ置くだけではなく、そういったコミュニティーのツール、コミュニケーションのツールとしても考えた公園、特色ある公園づくりというものをさせていただきたいなということを要望しておきます。

次、移ります。大きな2番目、雪対策についてです。

1年前ですね、ちょうど質問をさしていただきました。ことは、そんなに思ったほど雪も降らなかったんですが、先ほど市長のほうでも答弁をさせていただいた中で、融雪で水ですね、雪が解けたときの水がしっかりと流れていく、そういったことを職員の方も、消防団の方とかもやられてるのかなというふうには思うんですけども、実際のところまだ全部が全部、行き届いてないのではないかなと。ちょうど年末あたりに、私が住む芝中のほうでは、雨水ますのあるところに、ここに雨水ますあるよというちょっとマークをつけさせていただきました。それをすることによって、実際雪が降ったときに、どこに雨水ますがあるかというのが一目瞭然で見えました。自治会のほうでも皆さんにお願いをして、そういう雪が降ったときは、その目印があるところ、その下に雨水ますがありますから、その上の雪を必ずどけてくださいと。そして、融雪で水が流れますから、その水の流れ道をつくってくださいというようなことで、一応、自治会であるとか、そういったものでもお願いをいたしました。やはりそれをすることで何がってなると、次の日の氷、次の日の朝、路面が凍らないということにつながると思うんですね。

そういう意味では、全ての幹線道路とか、ああいった車の多い場所に、私は設置は望んでないんです。芝中とか、車の少ないところ、住宅街の中とか、そういったところに、この下に雨水ますがありますよというような表示をできないかなと、今回はこういった要望を質問で出さしてもらってます。

実際何が一番いいかっていうと、よく皆さんも知ってるように、消火栓というポールが立ってると思うんですね。ただ、あのポールを、じゃ雨水ます分、全部つくるかというとな邪魔でもありますし、予算もかかってきます。そういう意味では、場所によってはガードレール、緑色のパイプのガードレールがあるところがあります。ああいったところにシールで、この下に雨水ますがありますっていうようなシールを張ったらどうかなと思ってます。もちろんそこに雨水ますがありますとやると、人によってはあけたりする人もいって、そういう危険がないように、ふたはあけないでくださいと、上の雪だけとってくださいとか、例えば落ち葉がたまったらとってくださいとか、そういった何かしらのシール、市民にお願いするようなそういうシール、そういったものをつくっていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） ただいま芝中団地の自治会等で取り組んでいる例等をお伺いしまして、市の職員が除雪に出たときも、やはり当初、ただ雪をかければいいというような雪かきというのは、私、雪国ではないのでね、雪をどければいいというような発想での雪かきというのも多いところでございましたけれども、駅前広場等で横断歩道の前を雪かくときに、やはり融雪水がスムーズに流れていくことが一番、横断歩道も渡りやすいし、先ほど関野議員さんからの御指摘のように、次の日に凍ることもないといったようなことで効果的だということを学習しまして、そういったことをずっとやっております。

それで、非常に今の御指摘は、大雪のときだけではなくて、集中豪雨があったときにも葉っぱをどけたりだとか、そういうことに役立つというようなことで、部内の中でもいろいろと考えておりますので、できるところにつきまして、少しそういったことがわかるように、また景観上、ある程度のことを考えなくてはいけないというふうに考えておりますので、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 今部長、言われたように、雪国ではないので、それこそ建設同友会と協定結んでますけれども、やはり雪国ではないので数が限られていると。その中で、いかにやるかというところでは、ある意味予算をかけず、やり方としてはいいのかなと。市民協働、市長の公約の第1番というか、掲げてるものですから、そういう意味では協働、利用するという言い方も変ですけども、自分が住んでる地域、周辺はそういった形でできることはやっていただく、そういった協働の観点から予算化していただければなど。正直、来年の雪対策までというような形でお話をしようとしたんですが、やはり夏の集中豪雨だったりそういったものもありますので、そんなに、ステッカーですのお金はかかりませんので、内部でしっかりと検討していただき、対応していただければというふうに要望をさせていただきます。

次、3番目、空堀川についてに入らせていただきます。空堀川です。

これは私が議員になってからずっと言ってる話でもあるんですけども、実際のところ今、東京都からはどのような話が来てるか、今後の空堀川の予定もそうですし、そういったものを教えていただければと思います。

○土木課長（寺島由紀夫君） 東京都では、現在では空堀川の整備工事ということで、その66とその73という工事を今実施しております、その66につきましては、新宮前一の橋上流から新砂の川橋下流岸ということで、高木3丁目から奈良橋6丁目の間ですが、平成27年3月までの工事を今実施中でございます。もう一つ、場所が芋窪6丁目がありますが、中砂橋から上砂橋間のところを現在工事中で、これも27年、ことしの3月までの工事で実施しているところでございますが、平成21年度以降、今後の工事予定につきましては、まだ都議会のほうでも議決前ということで、まだ市のほうには情報が入ってございませんが、未整備区間のところが4カ所ほどございますので、高木橋前後とか、あと東芝中橋の橋を含めた前後、それから中砂の川橋とその上流の芝中調節池のあたり、それから立野橋、上砂橋間のところが残っておりますので、その中のところを今後計画していくということではないかと認識してございます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 今ちょうど最後のほうに、今後計画していくんじゃないかと。そういう意味ではまだ、一応線は引いてあるけれども、細かい設計等はできていないのかなというふうには思うんですけども、ある意味そういった設計ができてしまうと、東京都の方はもうそのままいくんだというような話になりかねないというよりも、なっている状況です。そういう意味では、東大和のまちづくりとして、この空堀川をどうやってまちづくりの中の位置づけとして行っていくのかということも考えた上で、やはり市として今後の空堀川の工事に関して、できるところは親水にするとか、そういったことを要望していかなければいけないのかなというふうに思ってます。

何度もここで質問してますが、要望はしておりますというようなお話は聞くんですけども、多分口頭でのやりとりなのかなと。正直こままでいくと、余り東京都の意見、こういう言い方、失礼ですけども、信用がちょっとできないなというところもあります。そういう意味では、質問書とか、何か文章で、何かそういったものをいただくような形まで持っていかないと、空堀川が本当に親水とかが、そういったのが可能になる川になるのかというところで、私は疑問に感じてます。

なぜそういうことを言うのかといいますと、連絡協議会、御存じだと思いますが、そこで市の市民の方が出てたりとか、もちろん課長さんも出られてると思いますけれども、そこの中で旧河川のほうの話なんですけれども、旧河川の話が出たときに、実際そこの方々が、わかんないんで図面を見してくれというようなお話をし

たところ、図面なんか必要ないって言われたりとか、またまた何回というのをたしか決めてたと思うんですけども、もう回数が来たから、それで協議会は終わりですとか、終わってしまったり、以前も言わせていただきましたが、担当の課長がかわって、また初めから話し合いになったり等、のらりくらりと、せっかく協議会をつくって地域の意見を聞こうとしてるのかなと思ったら、やりました的なことをつくるための協議会にしか、私は参加してる方々から聞く限りは見えないんですね。そうすると、本当に市のまたは周辺住民の意見を聞く姿勢があるのかと、東京都河川局。そういうふうに見えてしまうんですけども、実際交渉を行っている、部長のかな——としては、どのように感じていますか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 　ただいま関野議員からいただいた御指摘は、1つには旧河川となる部分の整備に関する懇談会をつくったときのお話だと思います。それと、もう一つは、以前から設置されています柳瀬川・空堀川流域連絡会と2つの組織があって、東京都の北多摩北部建設事務所の工事第二課が所管課となって会議を開いているところだと思いますが、柳瀬川・空堀川流域連絡会のほうにつきましては、沿線の市からも2人ずつ職員が出ていることと、また流域の、これは市民というか都民の方ですね、そういった方たちで組織されていて、いろんな検討がされている。その中で、芝中の調節池等についても協議されたという、検討されたというような意見交換的なことですかね、まだ。されたということは記録にはありますけれども、ただ何回か意見交換されたということだけで、具体的なまとまりは至ってないというようなことだと思います。そういう中では、検討していた中で、やはり東京都の事務局の人事異動等もありまして、なかなか継続されなかったというような御意見というのは、私のほうでも伺っていますが、そういったことのないように継続して意見交換会なり、検討が行われるようにというようなことで、東京都のほうには申し入れはしております。

　もう一つの旧河川となる部分の整備に関する懇談会につきましては、大学の教授を座長にして、これは東大和市の市内の地域ということで検討したために、周辺の自治会であるとか公募された方たちですね、またその中には空堀川を考える会だとか、空堀川をいい川にする市民の会といったようなところから参加されてるということで把握しております。その中では、懇談会の日程として計4回、意見交換されたりとか、学習をされたりして検討したということで、私たちというか、市のほうに都のほうから来てる報告では、一定の結論を経ているという、集約をしたという形になっておりまして、ほぼ現河川については緑道化する。ただ、河川維持水が認められるところ、流れを確保できる箇所については、親水化についての検討を今後進めていくということで、その具体化については、そこのあたりの整備をする時期を捉えて、市のほうに改めて協議をしていただけるというふうになってるというふう把握しているところでございます。

　以上でございます。

○8番（関野杜成君） 　ありがとうございます。

　済みません、ちょっと2つの懇談会、連絡協議会と一緒にちょっとお話ししてしまいました。

　ただ、今のお話の中で、最後のほうの旧河川のほうのお話を言われてましたけれども、結果的に一定の結論が出たというような回答が来てるわけですよ、都から。にもかかわらず、また近くなったら協議をするとなると、その結論は何だったのっていうところになりませんか。ある意味、市民の方、都民の方が行かれて、そこでお話し合いをして、こういったのどうだ、ああいったのどうだって話をして、一定の結論が出たのに、その後また協議をするってなると、その人たちの時間をとったのは意味がないんじゃないかなと。ある意味、そういった協議をした後に、参加してる方々に、協議はこういう形ですというような話をして、一定の結論という話になるのが本来だと私は思うんですけども、その点については幾ら言っても今さら変わる話ではない



ので、この点についてはちょっと指摘をしておきたいなというふうに思いますが、どちらにしろ市として空堀川をどうするかというところの動きが足りないのかなというふうに感じてます。東京都からこういうふうに来たから、または東京都がそういった懇談会であったり、そういうもので意見聴取をしますというもの、それはあくまでも東京都のほうでつくったものなんです。じゃなくて、市として今後の空堀川をどうしていきたいか、周辺住民に意見を聞きましょうというような、その都度、その都度、周辺住民を集めて会議をすとか、意見聴取をすとか、そういう意見をもらって、じゃ市としては東京都に、空堀川はこういう形にしたいと、まちづくりとしてこの親水公園をつくってほしいとか、そういう散歩道をつくってほしいとか、そういったのを提言していったほうが、私は都も納得しやすいんじゃないかなというふうに思うんですけども、いかがですか。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 最初のある程度の結論的なことが出てるといった部分は、方針としてまとめたというところをごさいます、具体的な整備についてはまだ細かいところの協議が必要、例えば道路との接続をどうするかとか、そういう細かいことが、設計協議が必要になるということでの協議ということで申し上げたところをごさいます。

それと、市としての意見等というところをごさいますけれども、先ほどの旧河川を考える懇談会であったり、柳瀬川・空堀川流域連絡会といったところに市の職員も参画しておりまして、そこで市の考えを発言する機会もあります。そういったところで、周辺の都民の方、市民の方と一緒に懇談し、意見交換をしていろんなことを協議してるといふふうに判断しておりますので、あえて市が考えをまとめて、別建てで意見を言うというようなことがなく、協議が進んでいっているというふうに捉えているところをごさいます。

以上をごさいます。

○議長（尾崎信夫君） ここで、あらかじめ会議の時間の延長を行います。

○8番（関野杜成君） 意見を募集していない状況で、市の考えを伝えてるわけですね。地域の意見は、それは募集したんですか、聞いたんですか。地域の意見を聞いた上で、例えばこういった懇談会だったり連絡協議会のほうで、市の職員が都の職員に伝えるということならばわかるんですけども、地域の意見も聞かず、今まで空堀川というのはこうしていこうという市の考え方というのは私は聞いたことないんですけども、市のほうだけで考えた考えを東京都に伝えているという状況では、周辺住民の意見というのはどこにいったらいいというふうに考えるんです。実際のところ、そういう形で伝えたというようなことですけども、どのように伝えて、どういうふうにしますという回答が来てるのか、その点についてちょっとお伺いします。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 旧河川を考える懇談会を4回というふうに先ほど説明させていただきましたけれども、そのまとめた内容、会議の内容といったところを見ますと、空堀川の現状と整備方針についてといったようなことが1つ議題になっていたり、あと現地見学会を開いております。それと、現河川を一部残した整備についてといったことが議題に上がったり、緑道の整備内容について、また意見交換につきましては、この4回の会に毎回行われているというようなことが、まとめの中では残っておりますので、その都度、意見交換をしながら、市に持ち帰るようなことがあれば、出た職員がその中で検討し、次のときにはお答えしているんじゃないかというふうに考えます。

以上をごさいます。

○8番（関野杜成君） 結果的に、どのような形になるという回答は東京都から来てるんでしょうか。多分来てないと思うんで、来てるのであればお答えください。

○都市建設部長（内藤峰雄君） それは、会議の中でまとめた内容として報告がございます。最終的にまとまったのが平成25年11月ということでございますが、幾つかありますが、1点目は基本的な方針ですね、現河川は埋め戻して緑道として整備する。2点目が緑道の下には貯留管を設ける。これは大雨時等の対応だと思います。3点目が、宮前一の橋から下砂橋までの約240メートル区間については、工場からの処理水が期待されるため、親水性豊かな水面を残した整備を行う。4点目が、対象区間の全線にわたり河床張りを実施し、瀬切れが生じない対策を行う。これは「（新河川）」というふうになっております。新河川が水がなくなるということに対する対策として、このようなことが検討されたんだと思います。5点目が、川の作用によって自然にみお筋が形成され、河道内に瀬とふちが形成されるよう低水路幅を広くとる。これも新河川での整備の内容となっております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 旧河川と新河川と両方のということですが、それに関して例えば、そうしたら、じゃ芝中ですね、あそこの遊水池、今ありますけれども、あそこはどういう形になるのか、まずお伺いします。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 先ほどの懇談会につきましては、旧河川の整備が主に持たれた会議でございます。そこでは芝中の遊水池の部分についての検討はされていないようでございます。先ほどもお答えしましたけれども、芝中の遊水池の今後の整備につきましては、柳瀬川・空堀川流域連絡会のほうで、過去に2度ほど検討されたようでございますけれども、具体的にはまとまってないというのが現状でございます。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 今の回答をもって、ある意味、これから新河川に関してもやっていくという方針なわけですね。旧河川の話以外のところ。後ろの4つ目、5つ目ですか——に関しては、旧河川もそうだけでも、新河川に対してもそういうふうにやっていくというようなこととお話をされてたんで。

であるならば、それこそしっかりと、こういう形にしてくれ、何にしてくれって言うタイミングだと私は思うんです。結局、答えが出たから、「はい、それでいいですよ」ではなく、やはり答えがそういうふうに出たと。その上で、例えば地域住民の方に、こういう話が出てますけれども、どういう形がいいですか。下手すれば、私は親水公園って言ってますけど、集めてみたらそんなもの要らねえという人だっているかもしれません。そういった意味では、地域の意見をそこで聞いて、それでまた再度、これから設計に入る東京都のほうに、この地域はこういう形ですとか、そういったものを伝えていくような形をとってほしいなというふうに思うんですが、以前から何度か、ちょっとやっぱりそういうふうをお願いをしているところがあるんですけれども、懇談会があったからやらなかったのかどうなのかわかりませんが、今後に関してどのようなことをやる、私の質問を今聞いて、今後どのようなことをやっていかなければいけないのか、または今後どのようなことをやっていく予定なのか、ちょっとその点についてお伺いします。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 芝中の遊水池につきましては、今東京都のほうでも、いつその部分の整備をするかというようなところのスケジュールが定まっていないために、私の感じなんですけど、協議が中断してるとはならないかなというふうに捉えてる部分でございます。以前から、やるときにはきちんと協議をしていただきたいというようなことを伝えておりますし、以前は将来のイメージといったようなものを共有しようということで、検討をしていたということが残っておりますので、それがそのまま東京都のスケジュールだけで設計がどんどん進んでいくというふうには、もしかしたらそれは甘いというふうに御指摘されるかもわかりませんが、きちんと市はやるときには協議をしてくださいということを伝えてありますので、それは市のほ

うに、都のほうからその調整の話が来るんじゃないかというふうに捉えております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 協議が中断してるという、芝中に関してはですけども、多分ほかのところも中断してるものもあれば、進んでるものもあつたりという状況でもありますので、ある意味、中断しているであろうと考えられるところに関しては、今考える時間があるんじゃないかなと。協議をしますよ、東京都から来て、そこから物事を考えるのではなく、ある程度まちづくりとして、こういう河川にしていこうと、そういったものをもう今の時点で持っておくことによって、実際協議しますよ、東京都から来た、そのタイミングで提示することができるじゃないですか。実際来てから、じゃつくりますっていったら、ほかの仕事が入ってたらつくれないわけですよ。口頭でしか言わないわけです。ただ、やはり人間というのは、口頭で言うよりも絵で見たほうがイメージとしてはわかりやすいですし、以前も言わしていただいた懇談会のときに出てきた絵、あれずるいなって言いましたよね。あんなに幅のある、まず2人、人が歩いて、自転車があって、その横にベンチか何かあった。あれたしか旧河川のイメージ図ですけど、旧河川、そんな幅ないですよ。ただ、あれでイメージさせられちゃってるわけです。そういう意味では、市としてもやはり東京都がイメージしやすいような、そういうものをつくって提示するとか、やはり下からどんどん上げていかないといけないんじゃないかなというふうには思っているんですけど、再度、協議という話が来たらと先ほどは言われてたんですが、それまでにどういった形のことができるか、ちょっとお伺いします。

○都市建設部長（内藤峰雄君） 過去にいろいろと検討してまいりました経緯もあると思いますので、そういったことを踏まえて東京都のほうにも継続するように申し入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） ありがとうございます。

なるべく今までやってない、これから先の部分でもありますけれども、地域の住民の意見を聞き入れる、東京都の協議が来る前に、それをまとめて東京都のほうに伝えるということを行ってほしいなというふうに要望をしておきますが、やはり東京都のほうに言うには、市長からの御意見も必要なかなというふうに思うんですけども、市長、同じ答えになるのかなと思うんですが、部長がやっとなんかそういう形で、地域の意見を聞いて東京都からの協議が来る前に東京都に伝えていきたいというようなお話をしたんですが、市長としてどのように考えますか。

○副市長（小島昇公君） 先ほど部長からも答弁さしていただきましたけれども、こちらで捉えているのは、一時中断してるんじゃないかなという捉えがありますので、こちらの住民の方の意向も東京都のほうへ伝えられるように、東京都のほうに再度協議を申し入れたいと思います。

以上でございます。

○8番（関野杜成君） 周辺住民の意見を聞いて、市の考えをまとめた上で、東京都のほうに協議をしていただければなというふうに思っております。

今期最後の質問で市長の答弁をと思ったんですが、最後に副市長だったんで、まあ申しわけないと今、頭下げられたんであれですけど、そういう意味では次、質問をできるように私も頑張りますので、私がもしできなかったとしても、この件に関してはしっかりとやっていただきたいということを要望いたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（尾崎信夫君） 以上で、関野杜成議員の一般質問は終了いたします。

---

○議長（尾崎信夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 5時 7分 延会